
第三次山口県地域福祉支援計画

(平成25年度～平成29年度)

平成26年3月

山 口 県

はじめに

少子高齢化の進行や人口減少など社会環境が大きく変化する中、本県はこれまで、2次におたる「山口県地域福祉支援計画」に基づき、市町や社会福祉協議会等と緊密に連携しながら、地域での見守り・支え合い体制の充実など、地域福祉の推進に関する諸施策を総合的に展開してまいりました。

こうした中、高齢化の更なる進行や地域のつながりの希薄化、さらには災害発生時における要援護者支援のあり方など、地域福祉が抱える課題は一層深刻化しています。

また、国においては、社会保障制度改革の一環として地域包括ケアシステムの構築・推進や、生活困窮者の自立に向けた包括的・継続的な相談支援体制の整備など、地域福祉に関連が深い様々な制度改革が進められています。

私は、こうした地域福祉を取り巻く状況の変化に的確に対応するため、「山口県地域福祉支援計画策定委員会」の審議やパブリック・コメント等を通じて県民の皆様のお意見をお聞きしながら、この度、「第三次山口県地域福祉支援計画」を策定いたしました。

この計画においては、「すべての人が年齢、性別、障害の有無等に関わりなく、個人として尊重され、住み慣れた地域の中でお互いに見守り支え合い、安心していきいきと暮らしていける社会の実現」を基本目標に、相談支援体制の一層の整備・充実や関係機関等による相互連携の強化、重層的な見守り・支え合い体制の整備、さらには災害時における要援護者に対する支援体制の強化等に重点的に取り組むこととしています。

私は、今後、この計画に基づき、地域福祉の更なる充実を図りながら、「活力みなぎる山口県」の実現に向けて、全力を尽くして取り組んでまいりますので、県民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

平成26年(2014年)3月

山口県知事 村岡 嗣 政



目 次

【策定に当たって】	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけと役割	1
3 計画の期間	2
第1章 地域福祉を取り巻く状況	3
1 地域社会の状況	3
(1) 人口、世帯数の推移	3
(2) 地域社会の変化	4
(3) 高齢化の進行	5
(4) 障害者手帳所持者の増加	7
(5) 少子化の進行	7
2 地域福祉計画の策定状況	8
3 地域福祉に係る人材・組織等の状況	9
(1) 人材の状況	9
(2) 活動組織の状況	9
(3) 住民が主体となった地域福祉活動の状況	9
4 制度改正等の状況	11
5 第二次計画の推進状況	13
(1) 在宅福祉を支える公的なサービスの充実	13
(2) 住民が相互に支え合う地域づくりの促進	13
(3) アウトリーチ型の相談支援体制の整備	13
(4) 地域福祉を担う質の高い人材の確保	14
(5) 地域での生活を支援する基盤づくり	14
第2章 計画の基本目標と施策体系	15
1 基本目標	15
2 基本方向	15
第3章 施策推進の方策	17
1 地域福祉サービスの基盤づくり	17
(1) 多様なニーズに応じたきめ細かなサービスの提供	17
(2) 相談支援体制の整備・充実	19
(3) 相互連携の強化	20
(4) ユニバーサルデザインの推進	21
2 共に見守り、支え合う地域づくり	22
(5) 地域住民相互による福祉活動の促進	22
(6) ボランティアやNPO等の活動の促進	24
(7) 多様な主体による社会貢献活動の促進	26
(8) 意識啓発の推進	27
3 地域福祉を担う人づくり	29
(9) サービスを担う人材の確保	29
(10) 地域福祉活動を担う人材の育成・確保	31

第4章 計画の推進・点検	-----	3 3
1 計画の推進体制	-----	3 3
(1) 地域住民、民間団体等の役割	-----	3 3
① 住民、住民団体等	-----	3 3
② 社会福祉協議会	-----	3 3
③ 民生委員・児童委員	-----	3 4
④ 福祉員	-----	3 4
⑤ 保護司	-----	3 4
⑥ 福祉サービス提供事業者（社会福祉法人・社会福祉施設等）	-----	3 4
⑦ 県共同募金会	-----	3 4
⑧ 企業	-----	3 4
(2) 行政の役割	-----	3 4
① 市町	-----	3 4
② 県	-----	3 4
2 計画の点検・評価	-----	3 5
【地域福祉活動の事例】	-----	3 6
【用語解説】	-----	5 7
【巻末資料】	-----	6 4
資料1 「山口県地域福祉支援計画」（素案）に対する 意見募集の結果概要	-----	6 4
資料2 山口県地域福祉支援計画策定委員会委員	-----	6 7
資料3 計画の策定経過	-----	6 8
資料4 数値目標一覧	-----	6 9

【策定に当たって】

1 計画策定の趣旨

- 本県ではこれまで、2次にわたる「山口県地域福祉支援計画」に基づき、市町における地域福祉*の取組を支援するとともに、地域福祉の推進に関する施策を総合的に展開してきました。
- こうした中、高齢化の更なる進行や、家族形態の変化及び価値観の多様化等に伴う地域のつながりの希薄化、さらには近年多発する自然災害発生時における要援護者支援のあり方など、地域福祉が抱える課題は一層深刻化しています。
- このため、県では、こうした課題に的確に対応し、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせる社会の実現のため、この度、これからの地域福祉推進の基本方針となる「第三次山口県地域福祉支援計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけと役割

- この計画は、社会福祉法第108条の規定に基づく「地域福祉支援計画*」として位置付けるもので、広域的な観点から、市町における地域福祉計画*の策定や地域福祉推進のための取組についての支援に関する事項を定めるものです。
- この計画は、本県における地域福祉推進の基本的方針を定め、県民、民間団体、社会福祉協議会、市町、県等が、それぞれの役割に基づいて取り組むべき地域福祉活動の基本的方向を示すものです。
- この計画は、「やまぐち高齢者プラン」、「やまぐち障害者いきいきプラン」、「やまぐち子どもきららプラン21」などの分野別計画と連携を図り、各計画における地域福祉に関する事項や各計画では対応できない事項について、地域福祉の視点から横断的・総合的に定める計画です。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成25年(2013年)度から平成29年(2017年)度までの5年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化や市町における地域福祉の取組状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

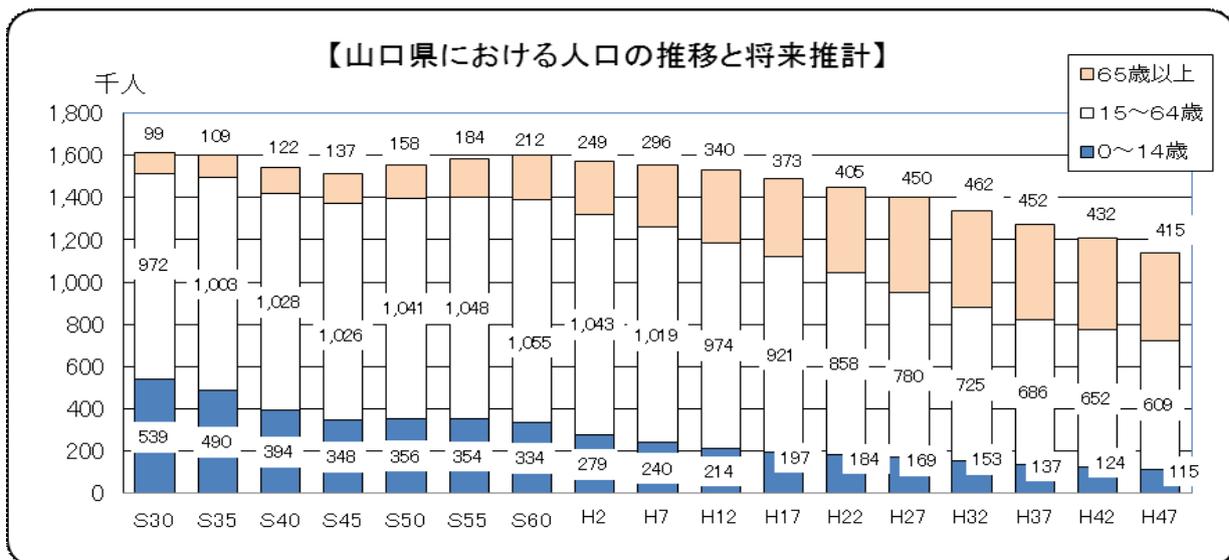
17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
第一次計画 (H17~H22)												
第二次計画 (H21~H24)												
第三次計画(H25~H29)												

第1章 地域福祉を取り巻く状況

1 地域社会の状況

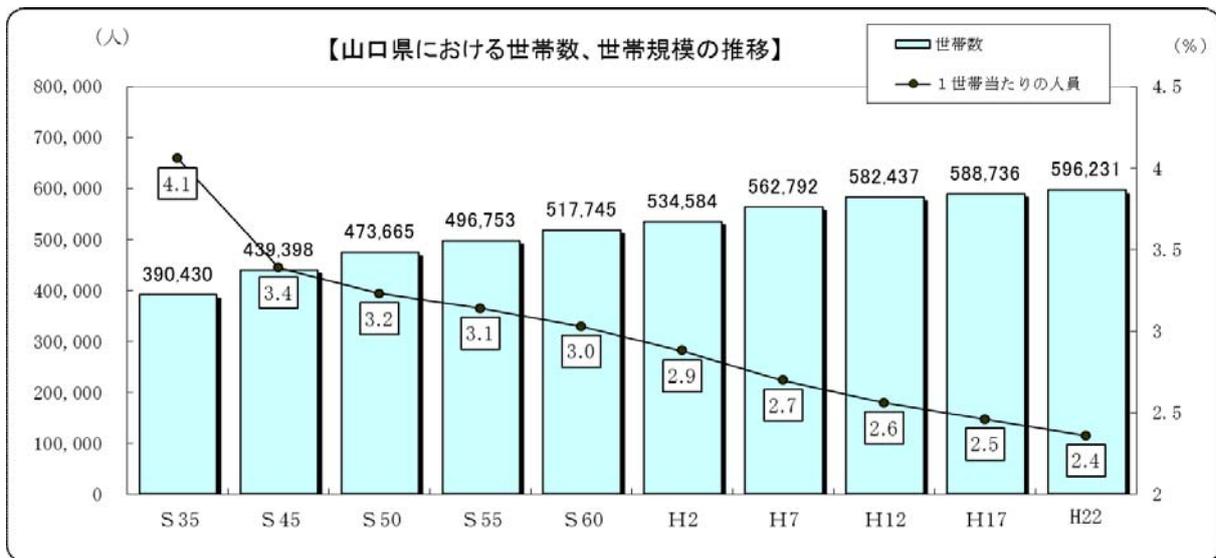
(1) 人口、世帯数の推移

本県の人口の推移を見ると、昭和60年以降継続して減少しており、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると今後もさらに減少することが予測されています。



[資料] 平成22年以前：「国勢調査」(総務省)
平成27年以降：「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月)」(国立社会保障・人口問題研究所)

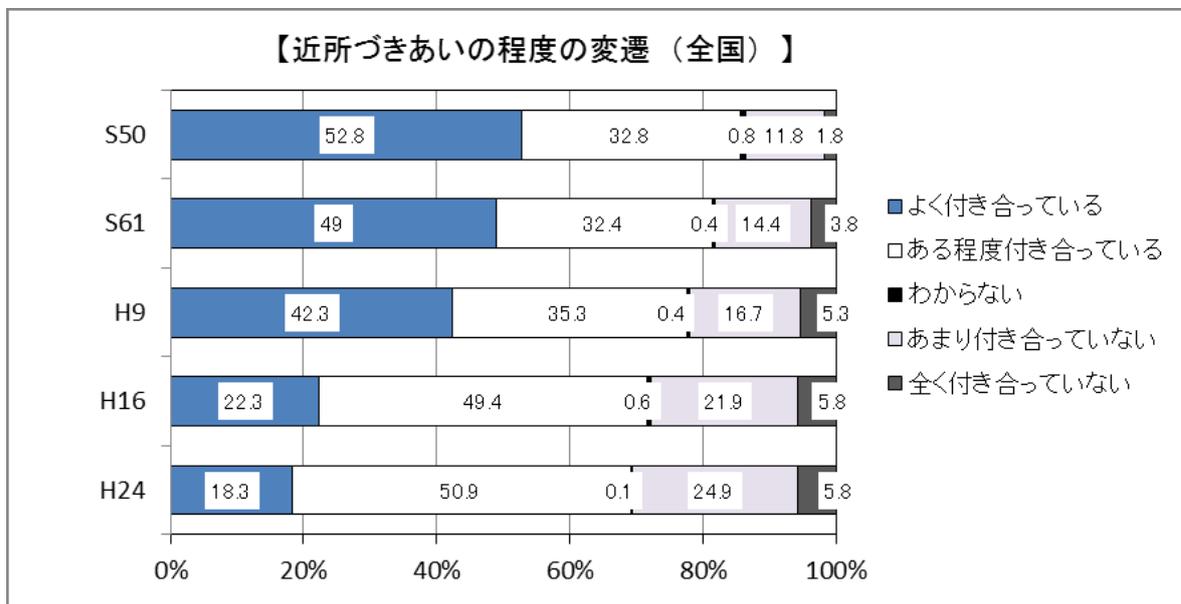
一方、核家族世帯や単身世帯の増加など家族形態の変化により、世帯数が増加するとともに、一世帯当たりの平均人員は減少を続けており、世帯の小規模化が進み、家族による扶助機能が低下しています。



[資料] 「国勢調査」(総務省)

(2) 地域社会の変化

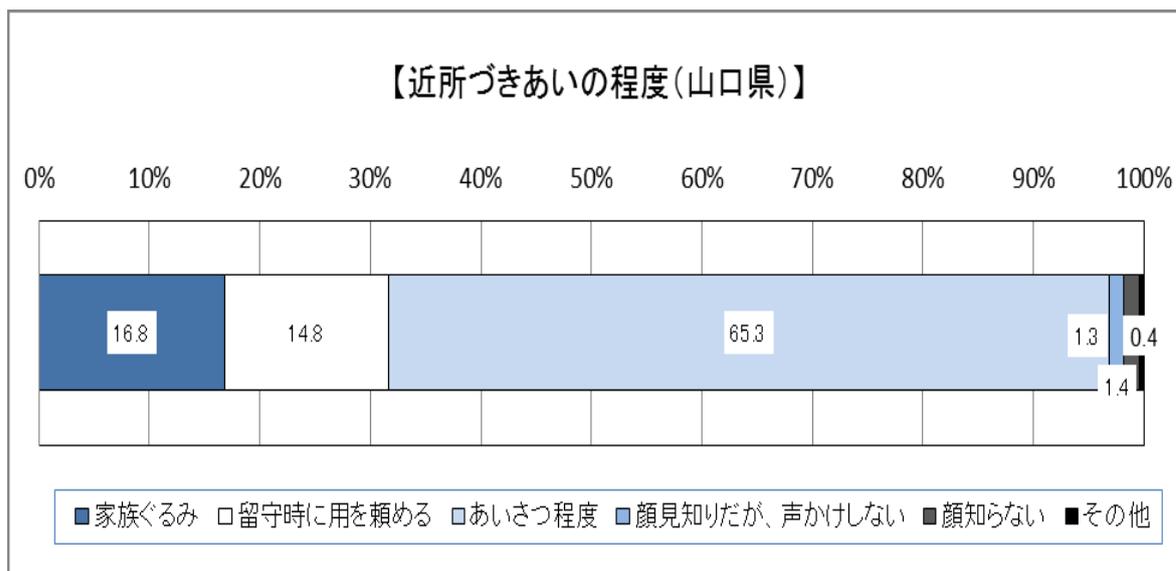
全国的に近所づきあいの程度が低下しており、地域社会におけるつながりの希薄化が進む傾向が見られます。



〔資料〕「社会意識に関する世論調査」（内閣府）

※ 平成9年以前の回答の選択肢は左から「親しく付き合っている」「付き合いはしているがあまり親しくはない」「わからない」「あまり付き合っていない」「付き合いはしていない」となっている。

本県における近所づきあいは、「あいさつ程度」が6割を超えています。



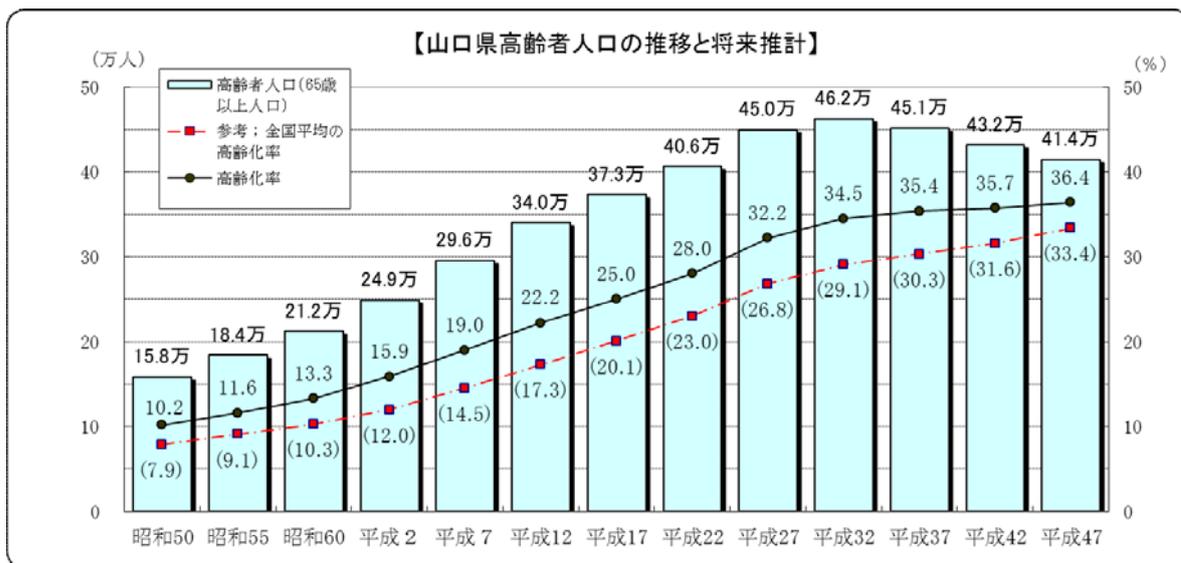
〔資料〕「H21 生涯現役社会づくり県民意識調査」（山口県社会福祉協議会）

(3) 高齢化の進行

① 高齢化の進行

本県の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は、平成22年には28.0%と全国よりも5%高い水準となっており、全国に比べ約10年早いスピードで高齢化が進行しています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成27年には3人に1人が高齢者という全国でも有数の超高齢社会*になることが予測されています。

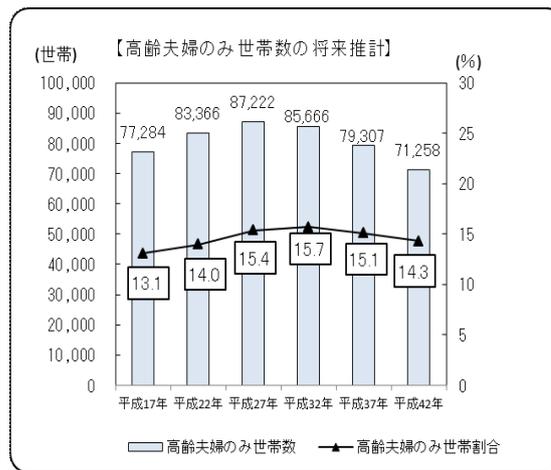
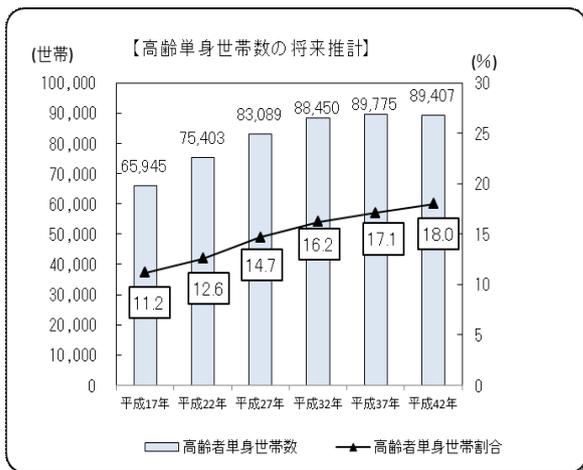


〔資料〕平成22年以前：「国勢調査」（総務省）

平成27年以降：「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月)」(国立社会保障・人口問題研究所)

② 高齢単身世帯等の増加

高齢単身世帯*、高齢夫婦のみ世帯*が増加しており、特に高齢単身世帯については今後も全世帯に対する割合が高まる見込みです。

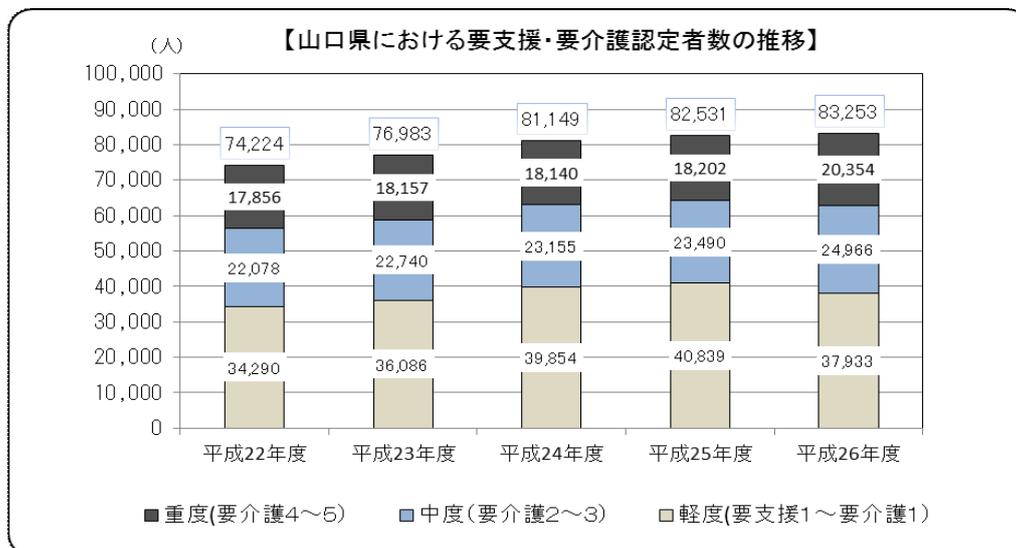


〔資料〕平成22年以前：「国勢調査」（総務省）

平成27年以降：「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)(平成21年12月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

③ 要支援・要介護認定者*数の増加

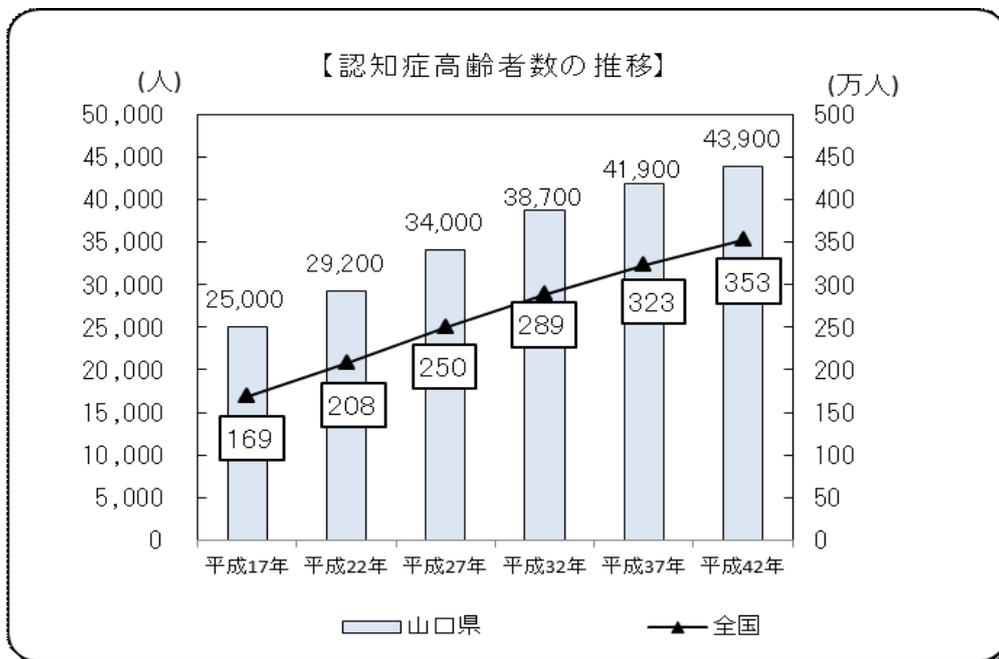
高齢者の増加に伴い、要支援・要介護認定者数が増加する見込みです。



[資料] 平成22～25年度：「介護保険事業状況報告」(厚生労働省)
平成26年度：「第四次やまぐち高齢者プラン」における推計値

④ 認知症高齢者の増加

認知症高齢者数については、平成22年の29,200人から平成32年には38,700人と10年間で9,500人の増加が見込まれています。



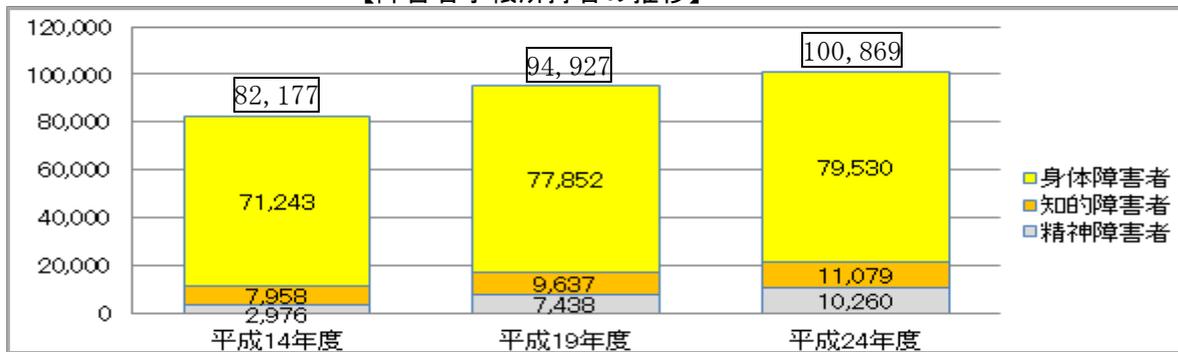
[資料] 1) 山口県：平成22年以前については、自立度Ⅱ以上の比率に、それぞれの年の「国勢調査」の65歳以上人口を乗じたもの。平成27年以降については、自立度Ⅱ以上の比率に、「日本の都道府県別将来推計人口(平成19年5月推計)」の65歳以上人口数を乗じたもの。

2) 全 国：厚生労働省高齢者介護研究会「2015年の高齢者介護」資料

(4) 障害者手帳所持者の増加

本県における障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、平成24年4月1日現在では10万人を超え、県人口の約7.0%となっています。

【障害者手帳所持者の推移】

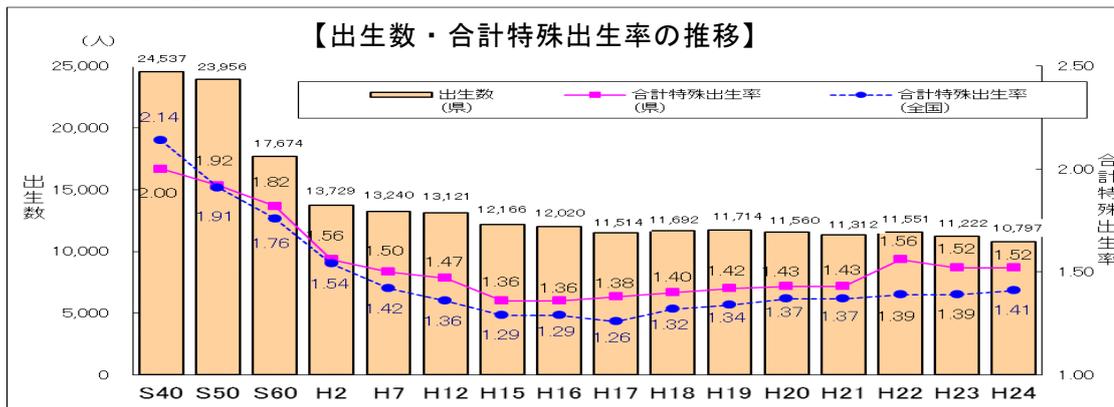


〔資料〕「福祉行政報告例」(厚生労働省)

(5) 少子化の進行

合計特殊出生率* (1人の女性が一生に生む子どもの数) がここ数年やや回復していますが、出生数は依然として低い水準にあり、少子化の進行に歯止めがかからない厳しい状況が続いています。

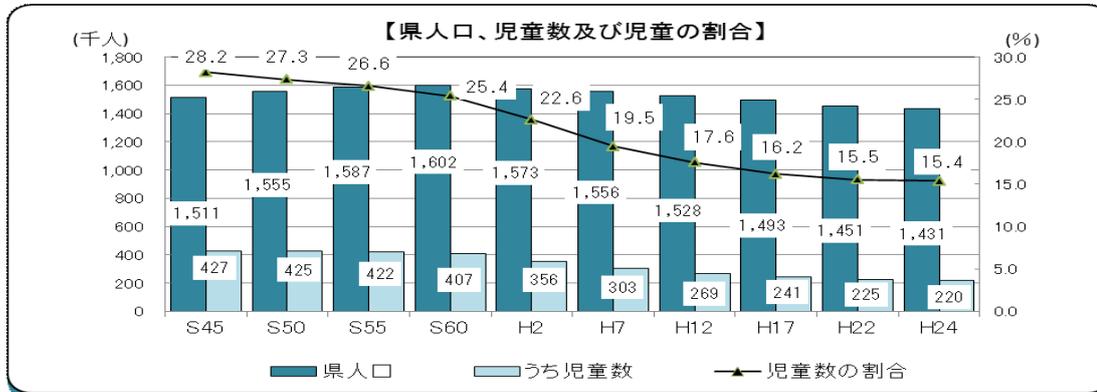
【出生数・合計特殊出生率の推移】



〔資料〕「人口動態統計」(厚生労働省)

また、児童(18歳未満の者)数は、第2次ベビーブーム(昭和46~49年)以降、一貫して減少を続けており、県の総人口に占める児童の割合も減少しています。

【県人口、児童数及び児童の割合】



〔資料〕「国勢調査」(総務省)、H24は、県統計分析課「平成24年山口県人口移動統計調査」

2 地域福祉計画の策定状況

本県の市町における地域福祉計画の策定状況は19市町中16市町（11市5町）で、策定割合は84.2%となっており、全国平均と比較すると高くなっていますが、この計画は、住民と行政の協働による地域福祉を推進する上での重要な計画であることから引き続き策定を促進する必要があります。

また、策定済みの市町にあっても、策定から概ね5年をもって、計画の見直しを行うよう促すこととします。

【地域福祉計画策定状況（平成25年3月31日現在）】

区 分	策定済み市(町村)数	全市(町村)数	策定割合
県内市	11	13	84.6%
全国市区	677	812	83.4%
県内町	5	6	83.3%
全国町村	434	930	46.7%
県内市町	16	19	84.2%(*)
全国市町村	1,111	1,742	63.8%

* 策定割合84.2%は、全国第13位

【県内市町の策定状況（平成25年3月31日現在）】

〔策定済み〕

下関市(H25.3)、宇部市(H23.4)、山口市(H26.3)、萩市(H24.3)、防府市(H23.3)、下松市(H23.3)、岩国市(H22.2)、光市(H24.3)、長門市(H24.3)、柳井市(H25.3)、周南市(H23.3)、周防大島町(H24.3)、和木町(H24.3)、田布施町(H24.3)、平生町(H23.3)、阿武町(H24.3)

〔未策定〕

美祢市、山陽小野田市、上関町

※ 括弧内は策定（改定）年月

3 地域福祉に係る人材・組織等の状況

地域では多様な人材・組織が地域福祉活動を推進しています。その活動実態は市町により様々ですが、主なものの状況は以下のとおりです。(民生委員・児童委員以外はH25年3月現在)

(1) 人材の状況

① 民生委員・児童委員*

県内の民生委員・児童委員の定数は、合計3,762人(地区担当委員3,386人、主任児童委員376人)であり、地区担当委員は1人の委員が平均で2自治会、177世帯を担当しています。また、民生委員・児童委員の平均年齢は64.3歳です。(H25年12月現在)

② 福祉員*

県内では、全市町において、合計で8,587人の福祉員が活動しており、市町ごとに配置の状況は異なりますが、1人の福祉員が概ね1つの自治会を区域として活動しています。

(2) 活動組織の状況

① 自治会福祉部*

県内では9市町に合計829箇所の自治会福祉部が設置されていますが、県内単位自治会(7,185箇所)に対して、11.5%の設置にとどまっています。

② 地区社会福祉協議会*

県内には16市町社協に合計264の地区社協が設置されています。

(3) 住民が主体となった地域福祉活動の状況

① ふれあい・いきいきサロン*

小地域*単位で地域の仲間づくり、出会いの場づくりのために取組が進められている「ふれあい・いきいきサロン」は、すべての市町において、合計で1,642箇所が設置されています。

② ボランティア

社会福祉協議会に登録しているボランティア数は、個人登録が1,360人、グループ登録が1,251団体(42,650人)となっています。

【市町別の状況（平成25年度）】

	人口 〔高齢化率 (%)〕	世帯	高齢者 単身 世帯 (H22) 〔率(%)〕	民生委員 児童委員	福祉員	自治会 福祉部	地区社協		ふれあ いきいき サロン	ボランティア	
							地区 社協	公立 小学校		個人	グル ープ 数
下 関	273,488 (31.1)	118,716	15,909 (13.5)	693	746	37	64	52	169	342	215
宇 部	171,384 (28.5)	73,523	8,086 (11.2)	389	868	18	22	24	81	58	101
山 口	195,315 (25.7)	82,541	7,834 (9.7)	443	843	52	21	34	235	20	147
萩	50,874 (37.6)	21,893	3,654 (16.5)	213	498	24	3	21	106	15	63
防 府	115,922 (27.4)	47,982	5,169 (11.1)	245	285	225	15	17	79	204	44
下 松	55,107 (27.0)	23,141	2,457 (10.9)	115	277	0	15	10	39	217	27
岩 国	139,684 (31.5)	59,224	8,288 (14.0)	408	636	0	34	35	197	76	127
光	52,049 (31.5)	21,176	2,502 (12.0)	122	359	0	8	11	63	144	39
長 門	36,313 (37.0)	14,947	2,321 (15.4)	130	507	51	7	11	66	37	56
柳 井	33,484 (34.6)	14,407	2,366 (16.3)	107	495	0	10	11	27	38	0
美 祢	27,151 (35.5)	10,399	1,490 (14.2)	106	440	0	7	20	101	37	97
周 南	146,519 (28.8)	62,151	7,281 (11.8)	373	1,433	0	31	30	195	3	109
山陽 小 野	63,250 (29.4)	25,728	3,184 (12.5)	158	320	148	11	12	52	29	71
周防大島	17,848 (49.3)	8,459	2,331 (26.6)	121	336	262	4	12	120	44	62
和 木	6,280 (23.4)	2,626	297 (11.5)	18	72	0	0	1	18	19	23
上 関	3,031 (50.5)	1,555	486 (29.2)	23	75	0	8	2	8	44	11
田 布 施	15,582 (31.5)	6,169	739 (12.1)	44	241	12	0	5	32	19	26
平 生	13,184 (38.1)	5,135	678 (13.5)	32	103	0	4	2	31	14	29
阿 武	3,538 (45.4)	1,544	331 (21.0)	22	53	0	0	2	23	0	4
計	1,420,003 (30.2)	601,316	75,403 (12.6)	3,762	8,587	829	264	312	1,642	1,360	1,251

*人口・世帯：「人口移動統計調査」（平成25年10月1日現在）（県統計分析課）

*一人暮らし高齢者：平成22年「国勢調査」（総務省）

*民生委員・児童委員：民生委員法第4条にもとづき知事が定めた定数

*公立小学校：「教育委員会・学校一覧」（県教育委員会）

*その他の項目：「社会福祉協議会便覧」（県社会福祉協議会）

4 制度改正等の状況

年	法制度等の動き	主な内容
H11	<p>◆「社会福祉事業法等改正案大綱骨子」の策定</p> <p>◆地域福祉権利擁護事業の開始</p>	<p>「社会福祉基礎構造改革について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の立場に立った社会福祉制度の構築 ・サービスの質の向上 ・社会福祉事業の充実・活性化 ・地域福祉の推進 〔地域福祉計画の策定〕 <p>・判断能力が不十分な人に対する福祉サービスの利用援助 等</p>
H12	<p>◆社会福祉法の施行 (社会福祉事業法を改正・改称)</p> <p>◆介護保険法の施行</p> <p>◆成年後見制度の開始</p> <p>◆運営適正化委員会の設置</p>	<p>・地域福祉計画、地域福祉支援計画の策定について 等</p>
H14	<p>◇「市町村地域福祉計画策定ガイドライン」の策定</p>	<p>・計画の趣旨、構成、策定手順等についてのガイドライン</p>
H15	<p>◆社会福祉法の施行</p> <p>◆障害者支援費制度の開始</p>	<p>・地域福祉計画に関する規定の施行</p>
H17	<p>◇「山口県地域福祉支援計画（第一次計画）」の策定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的・横断的なサービスの実現 ・県と市町村の連携・協働による仕組みづくり ・住民と行政が一体となった取組の推進
H18	<p>◆障害者自立支援法の施行</p> <p>◆改正介護保険法の施行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3障害（身体・知的・精神）の一元化 ・利用者本位のサービス体系に再編 ・就労支援の抜本的強化 <ul style="list-style-type: none"> ・新予防給付の創設 ・地域支援事業の創設 ・地域密着型サービスの創設 ・地域包括支援センター*の創設

年	法制度等の動き	主な内容
H20	◆「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」の提言（厚生労働省）	地域福祉計画に関する主な提言 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の生活課題の発見方策、地域福祉活動の情報共有の仕組み、担い手や拠点などの事項を盛り込むべき ・公的な福祉サービスや市場サービスと地域福祉活動の連携、公的な福祉サービスの一元的な対応等、市町村の役割についても規定すべき ・計画の策定及び実施に当たっては、住民参加を一層徹底する必要がある 等
H21	◇「山口県地域福祉支援計画（第二次計画）」の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅福祉を支える公的なサービスの充実 ・住民が相互に支え合う地域づくりの推進 ・アウトリーチ*型の相談支援体制の整備 ・地域福祉を担う質の高い人材の確保 ・地域での生活を支援する基盤づくり
H24	◆社会保障制度改革推進法の施行 ◆改正介護保険法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保障機能の充実と給付の重点化及び運営の効率化 ・負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度の実現 ・地域包括ケアシステム*の構築
H25	◆障害者総合支援法の施行 ◆改正生活保護法の成立（H26. 7. 1施行、一部H26. 1. 1、H27. 4. 1施行） ◆生活困窮者自立支援法の成立（H27. 4. 1施行） ◆社会保障改革プログラム法の成立	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者自立支援法」からの改正 ・障害者の定義に難病等を追加 ・重度訪問介護の対象者の拡大（H26. 4） ・ケアホームのグループホームへの一元化（H26. 4） ・就労による自立の促進 等 ・自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給 等

◆ 国の取組

◇ 県の取組

5 第二次計画の推進状況

第二次計画(計画期間：平成21～24年度)における地域福祉推進の主な取組状況は以下のとおりです。

(1) 在宅福祉を支える公的なサービスの充実

在宅福祉サービスの充実とその利用援助に取り組むとともに、成年後見制度*の利用等を促進するため、関係機関との連携を強化してきました。

【主要な指標】

▼ 高齢者人口1万人当たり居宅サービス事業所数

現行計画		直近値	達成率
策定時	目標		
25.4箇所 (H18)	27.6箇所 (H23)	27.6箇所 (H23)	100.0%

▼ 成年後見制度利用支援事業*の実施市町

現行計画		直近値	達成率
策定時	目標		
16市町 (H20)	全(19)市町 (H23)	18市町 (H23)	94.7%

(2) 住民が相互に支え合う地域づくりの促進

小地域福祉活動の活性化やNPO*・ボランティア等の活動の振興を図るとともに、広報、各種行事等を通じて福祉意識の幅広い醸成を図ってきました。

【主要な指標】

▼ ふれあい・いきいきサロン数

現行計画		直近値	達成率
策定時	目標		
1,448箇所 (H19)	1,600箇所 (H23)	1,558箇所 (H24)	97.4%

▼ NPO法人*認証数

現行計画		直近値	達成率
策定時	目標		
307団体 (H19)	420団体 (H24)	411団体 (H24)	97.9%

(3) アウトリーチ型の相談支援体制の整備

新たな見守り体制の仕組みづくりを促進するとともに、各種相談支援体制の充実・強化を図ってきました。

【主要な指標】

▼ 見守りネットワーク*数

現行計画		直近値	達成率
策定時	目標		
15,568ネット (H20)	18,000ネット (H24)	18,543ネット (H24)	103.0%

▼ 地域包括支援センター設置数

現行計画		直近値	達成率
策定時	目標		
29箇所 (H20)	36箇所 (H23)	39箇所 (H24)	108.3%

(4) 地域福祉を担う質の高い人材の確保

職業紹介、就業に関する情報提供、各種研修の充実など、地域福祉を担う人材の育成・確保を進めてきました。

【主要な指標】

▼ 介護支援専門員*登録者数

現行計画		直近値	達成率
策定時	目標		
5,971人 (H19)	7,000人 (H23)	7,838人 (H24)	112.0%

▼ 長寿社会推進員*数

現行計画		直近値	達成率
策定時	目標		
848人 (H20)	880人 (H23)	912人 (H24)	103.6%

(5) 地域での生活を支援する基盤づくり

「やまぐちユニバーサルデザイン実行計画」を推進し、高齢者や障害のある人などを含むすべての人が利用しやすいまちづくりを進めてきました。

【主要な指標】

▼ 公共的施設の適合証交付件数(累計)

現行計画		直近値	達成率
策定時	目標		
361件 (H20)	500件 (H23)	474件 (H23)	94.8%

第2章 計画の基本目標と施策体系

1 基本目標

- 誰もが住み慣れた地域で、年齢や性別、障害、病気の有無に関わりなく、お互いの個性や尊厳を認め合い、いつまでも安心して暮らし続け、共に生活できる地域社会の実現が求められています。
- このためには、家族形態の変化、個人の価値観の多様化などにより、地域のつながりの希薄化等、地域福祉を取り巻く環境が大きく変化する中、公的サービスの一層の充実はもとより、これまで以上に、住民相互の理解の下、地域社会の絆を基調としながら、住民一人ひとりのみならず、様々な主体が協働し、お互いに見守り、支え合いを実践していくことが重要となっています。

すべての人が年齢、性別、障害の有無等に関わりなく、個人として尊重され、住み慣れた地域の中でお互いに見守り支え合い、安心していきいきと暮らしていける社会の実現

2 基本方向

基本目標を達成するため、多様化する福祉ニーズに対応した、きめ細かい「地域福祉サービスの基盤づくり」に取り組むとともに、地域住民をはじめ行政や関係団体、さらには企業など様々な主体が協働した「共に見守り、支え合う地域づくり」を進めます。こうした取組を進めるにあたっては、地域福祉を担う人材の育成・確保が不可欠であることから、「地域福祉を担う人づくり」に取り組めます。

- ◆ 地域福祉サービスの基盤づくり
- ◆ 共に見守り、支え合う地域づくり
- ◆ 地域福祉を担う人づくり

施策体系図

基本方向 1 地域福祉サービスの基盤づくり

(1) 多様なニーズに応じたきめ細かなサービスの提供

- 在宅・居住系サービスの充実
- サービスの質を高める制度の充実
- 成年後見制度等の利用促進
- フォーマルサービスとインフォーマルサービスの一体的提供

(2) 相談支援体制の整備・充実

- 一元的な相談支援体制の整備
- 広域的・専門的相談支援体制の充実

(3) 相互連携の強化

- 関係機関や担い手同士等の相互連携の強化
- 個人情報に配慮した情報の共有化

(4) ユニバーサルデザインの推進

- ユニバーサルデザインの推進

基本方向 2 共に見守り、支え合う地域づくり

(5) 地域住民相互による福祉活動の促進

- 小地域における福祉活動の充実
- 身近な地域における重層的な見守り・支え合い体制の整備
- 災害時における要援護者に対する支援体制の強化

(6) ボランティアやNPO等の活動の促進

- ボランティア参加者の掘り起こし・育成
- NPO等多様な主体による地域福祉の推進

(7) 多様な主体による社会貢献活動の促進

- 企業等による社会貢献活動の促進
- 社会福祉法人による地域貢献活動の促進

(8) 意識啓発の推進

- 福祉意識の醸成
- 「寄附文化」の醸成

基本方向 3 地域福祉を担う人づくり

(9) サービスを担う人材の確保

- 福祉人材の養成・確保
- 福祉人材の資質向上
- 魅力ある福祉の職場づくり

(10) 地域福祉活動を担う人材の育成・確保

- 活動の要となる人材の育成
- 活動を支える担い手の確保

第3章 施策推進の方策

基本方向 1

地域福祉サービスの基盤づくり

支援を必要とする人が地域で安心して質の高い福祉サービスを受けられるよう、サービスの提供に当たり、一人ひとりのニーズにきめ細かく適切に対応できる基盤づくりが必要です。

このため、公的サービスの一層の充実のもとより、ニーズを早期に発見し、適切なサービスへとつなげていくための相談支援体制の整備・充実を図るとともに、関係機関や担い手同士等による相互連携の強化等に取り組みます。

(1) 多様なニーズに応じたきめ細かなサービスの提供

課題

ア 在宅・居住系サービスの充実

- 高齢化の進行、障害のある人の地域生活への移行、子どもを育てる環境の変化に対応するため、各種の在宅・居住系サービスの充実を図る必要があります。

イ サービスの質を高める制度の充実

- 利用者から選択される適切で質の高いサービスが提供されるよう、苦情を受け付ける体制や福祉サービスについて評価する仕組みを充実する必要があります。

ウ 成年後見制度等の利用促進

- 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力が十分でない人が地域で安心して暮らせるよう、権利擁護*体制を充実する必要があります。
- 判断能力が低下した人を保護し、支援するため、成年後見制度の利用を促進するとともに、親族の状況や経済的な事情等により制度の利用が困難な人を支援する必要があります。

エ フォーマルサービス*とインフォーマルサービス*の一体的提供

- 多様なニーズに対応するため、地域包括支援センター、障害者の相談支援事業所、社会福祉協議会等が協働して、公的サービスと住民の地域福祉活動等とを組み合わせたサービス提供体制をつくる必要があります。

施策推進の方策

《在宅・居住系サービスの充実》

- 「やまぐち高齢者プラン」、「やまぐち障害者いきいきプラン」、「やまぐち子どもきららプラン21」など、各分野における計画に沿った施策を実施し、公的福祉サービスの充実を図ります。
- 福祉部局、住宅部局等が連携して、ニーズに応じた住まいの情報提供やバリアフリー改修などの住宅相談に対応するとともに、ケアハウスや高齢者向け住宅等の見守りに配慮した多様な住まいの確保と居住環境の改善への取組を促進します。

《サービスの質を高める制度の充実》

- 施設等への苦情窓口や第三者委員の設置等、事業者自身による苦情処理体制の整備を促進するとともに、解決困難な事例に対応するため、福祉サービス運営適正化委員会*の体制の充実を図ります。
- 事業者自らによるサービスの質の評価とサービス内容に関する情報の提供や開示を進めるとともに、第三者評価*について事業者への普及啓発を行い、その利用を促進します。

《成年後見制度等の利用促進》

- 認知症や障害等により、判断能力が十分でない人に対し、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等の支援を適切に行うため、権利擁護体制の充実に努めます。
- 成年後見制度の利用を促進するため、制度の一層の普及啓発に努めるとともに、市町による後見開始の審判申立や成年後見制度利用支援事業を促進するなど、制度の利用が困難な人を支援します。
- 親族や専門家による成年後見を受けることができない人も必要な後見が受けられるよう、社会福祉法人等による成年後見（法人後見）を促進します。

《フォーマルサービスとインフォーマルサービスの一体的提供》

- 地域において、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスの有機的な連携を図ることにより、こうしたサービスを切れ目なく提供する「地域包括ケア」の推進に取り組みます。
- 少子高齢化の進行に対応し、子育て世代や高齢者が共に安全で安心して暮らせる地域コミュニティの形成に向けたコンパクトなまちづくりを推進します。
- ボランティア団体やNPO、地域住民等によるインフォーマルサービスへの参加を促進するため、先駆的な取組の情報提供等により意識啓発を図ります。

【数値目標】

指 標	現状（基準年度）		目標値（目標年度）	
高齢者人口1万人当たり居宅サービス事業所数	27.6箇所	H23	35.4箇所	H26
障害者の訪問系サービス利用時間（年間）	333千時間	H23	519千時間	H26
成年後見制度による申立件数	399件	H23	494件	H26
地域包括支援センター設置数	39箇所	H24	45箇所	H26

(2) 相談支援体制の整備・充実

課題

ア 一元的な相談支援体制の整備

- 様々な相談に対して適切に整理し、早期に対応可能な機関につないで解決が図られるよう、一元的な相談支援体制の整備が求められています。

イ 広域的・専門的相談支援体制の充実

- 広域的な対応が必要なケースや高度の専門性が求められるケースについて、的確に相談支援ができるよう、広域的・専門的相談支援体制の充実を図っていく必要があります。

施策推進の方策

《一元的な相談支援体制の整備》

- 相談者の多様なニーズに適切に対応するため、地域における一元的な相談支援体制の整備を促進します。
- 地域住民の潜在的なニーズを早期に発見し、適切なサービスへとつなぐため、民生委員・児童委員の訪問活動等によるアウトリーチ型の相談支援体制の充実を図ります。
- 支援を必要とする人が適切なサービスを継続的に受けられるよう、寄り添い型*による相談支援体制の整備を図ります。
- 生活困窮者の自立を包括的・一元的に支援するための相談支援体制を整備します。

《広域的・専門的相談支援体制の充実》

- 多様化する福祉課題に対応するため、広域的・専門的な相談支援機関の機能を充実するとともに、市町や相談支援事業者など、地域の相談支援機関との連携を強化します。
- 専門家等の派遣による業務の支援や相談業務従事者の養成研修等による人材育成などを通じて、市町の相談支援体制の強化を図ります。

【数値目標】

指 標	現状（基準年度）		目標値（目標年度）	
地域包括支援センター設置数〔再掲〕	39箇所	H24	45箇所	H26
障害者に係る計画相談支援（サービス利用計画作成）	—	H23	5,783人	H26
地域子育て支援拠点*の設置数	140箇所	H24	150箇所	H26

(3) 相互連携の強化

課題

ア 関係機関や担い手同士等の相互連携の強化

- 要援護者やニーズを早期に発見し、適切なサービスにつないでいくためには、行政機関、地域包括支援センター、社会福祉協議会などの関係機関及び民生委員・児童委員や近隣住民などの担い手同士による相互の連携を強化することが必要です。

イ 個人情報に配慮した情報の共有化

- 相互連携の強化を図る上で、関係機関と民生委員・児童委員等との情報共有が重要ですが、個人情報については、適切な取扱いを確保するとともに、保護やプライバシーへの配慮が必要です。

施策推進の方策

《関係機関や担い手同士等の相互連携の強化》

- 多様なサービスを適切に活用できるよう、民生委員・児童委員や社会福祉協議会等、地域の福祉関係者や住民が参加するケース検討会議の開催など、関係機関や担い手同士等による相互連携が可能となる場づくりを推進します。
- 医療、保健、福祉との連携による専門的知見を活かした見守り活動の展開を図ります。
- ひきこもり*など、複合的な課題を抱える要援護者に対し、サービスを組み合わせることにより適切な支援を行えるよう、関係機関のネットワークづくりを促進します。
- 地域住民の福祉ニーズを早期に発見し、適切なサービスにつなげるよう、地域におけるコーディネート機能の強化を図ります。

《個人情報に配慮した情報の共有化》

- 地域福祉活動における個人情報の適切な取扱いについて示した指針の周知、徹底を図ります。
- 個人情報保護やプライバシーの配慮について住民の理解促進を図るとともに、関係機関による適切な情報の共有化を促進します。

【数値目標】

指 標	現状（基準年度）		目標値（目標年度）	
地域包括支援センター設置数〔再掲〕	39箇所	H24	45箇所	H26
重層的な見守り体制を整備した市町	1市	H24	全市町	H29

(4) ユニバーサルデザイン*の推進

課題

ア ユニバーサルデザインの推進

- 高齢者や障害のある人などを含む誰もが、自らの意思で自由に行動し、平等に社会参加できるよう、すべての人が利用しやすい生活環境を整えていくことが必要です。

施策推進の方策

《ユニバーサルデザインの推進》

- ユニバーサルデザインのアイデア募集やホームページでの情報発信等を通じて、普及啓発を図ります。
- 高齢者や障害者等に配慮したまちづくりを進めるため、「山口県福祉のまちづくり条例*」等に基づいた施設等の整備を促進します。
- 高齢者や障害のある人が、公共施設や店舗などに設置されている身体障害者用駐車場を適正に利用できるよう、「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度*」の周知と理解を促進します。

【数値目標】

指 標	現状（基準年度）		目標値（目標年度）	
公共的施設の適合証交付件数（累計）	474件	H23	640件	H29
やまぐち障害者等専用駐車場利用証交付件数（累計）	13,903件	H23	43,000件	H29

家族形態の変化や個人の価値観の多様化に伴い、地域における住民のつながりが希薄化する中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、共に見守り、支え合う地域づくりを進めていくことが必要です。

このため、地域住民相互による福祉活動の推進やボランティア・NPO等の活動の充実、多様な主体による社会貢献活動の促進を図るとともに、様々な機会を通じて、住民の福祉意識の醸成を図ります。

(5) 地域住民相互による福祉活動の促進

課題

ア 小地域における福祉活動の充実

- 各種の福祉サービスでは対応できない生活課題を解決するため、小中学校区など小地域で展開される住民の福祉活動の活性化を図る必要があります。

イ 身近な地域における重層的な見守り・支え合い体制の整備

- 高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、民生委員・児童委員、福祉員、保護司*、ボランティア、地域住民のほか、郵便、新聞、電気、ガス事業者など、生活関連事業者等を含めた多様な主体による重層的な見守り・支え合い体制を整備する必要があります。

ウ 災害時における要援護者*に対する支援体制の強化

- 近年、自然災害が多発する状況に鑑み、高齢者や障害者などの要援護者に対して、安否確認や避難場所への誘導等を迅速・的確に実施できるよう、災害時における支援体制を強化する必要があります。

施策推進の方策

《小地域における福祉活動の充実》

- 自治会や地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉員、保護司、老人クラブなどの多様な主体が参加する地域福祉活動の取組を促進するため、相互の連携を強化します。
- 「ふれあい・いきいきサロン」等において、地域住民の交流拠点としての機能が強化されるよう、リーダーの育成等による活動内容の充実を図ります。

《身近な地域における重層的な見守り・支え合い体制の整備》

- 「福祉の輪づくり運動*」の推進により、見守りなど日常的な地域福祉活動の充実を図ります。

- 住民と密接な関わりを持つ生活関連事業者等と連携した見守りネットワークを構築することにより、地域における重層的な見守り体制を整備します。
- 様々な社会的課題に取り組むボランティア団体等への支援を行い、多様なボランティアの活用を進めることにより、地域の実情に応じた見守り・支え合い活動の充実を図ります。
- 単身高齢者などの要援護者やその福祉ニーズを把握するため、支え合いマップ*を活用した見守り、支え合い活動など、住民が主体となって取り組む活動を促進します。

《災害時における要援護者に対する支援体制の強化》

- 災害時における要援護者の避難支援体制の構築を図るため、市町における災害時要援護者支援マニュアルや避難支援プランの作成等の取組を促進します。
- 平常時から、民生委員・児童委員、自治会関係者、ヘルパーや介護支援専門員等の専門職が連携して、要援護者の生活状況等について、必要かつ適正な情報の共有化を図ります。
- 災害時における要援護者の避難場所として、バリアフリー化などの配慮がされた福祉避難所*の確保、充実を図ります。
- 行政や民間団体が協働した災害ボランティア活動支援ネットワーク*の取組等により、災害ボランティア活動に対する支援の充実を図ります。

【数値目標】

指 標	現状（基準年度）		目標値（目標年度）	
地区社会福祉協議会数	262箇所	H24	280箇所	H26
ふれあい・いきいきサロン数	1,558箇所	H24	1,600箇所	H26
重層的な見守り体制を整備した市町〔再掲〕	1市	H24	全市町	H29

(6) ボランティアやNPO等の活動の促進

課題

ア ボランティア参加者の掘り起こし・育成

- 地域の福祉ニーズは増加し、多様化・複雑化する傾向にあるため、様々な活動を担うボランティア参加者を掘り起こし、育成することが必要です。

イ NPO等多様な主体による地域福祉の推進

- 地域の福祉ニーズが増加しており、さらには認知症・ひきこもりの本人や家族への支援など地域だけでは対応が困難な課題もあることから、NPOや当事者団体等、多様な主体による地域福祉の推進を図る必要があります。

施策推進の方策

《ボランティア参加者の掘り起こし・育成》

- ボランティア活動への住民参加を促進するため、様々なメディアを活用し、意識啓発を強化します。
- ボランティア活動の担い手と受け手をつなぐ役割を担うコーディネーターの育成を促進し、ボランティアセンターにおけるマッチング機能の強化を図ります。
- ボランティア参加者の掘り起こしを促進するため、各種研修会の開催等を通じて、その要となる活動リーダーの育成を図ります。
- 学校や家庭、地域において、ボランティア活動や福祉体験などが積極的に進められるよう、体験活動の充実や地域ぐるみでの支援体制の強化を図ります。
- 県民総参加による「やまぐち子育て県民運動*」等の積極的な展開を図ることにより、家庭、学校、職場、地域などの社会全体で子どもや子育てを支える気運の醸成を図ります。

《NPO等多様な主体による地域福祉の推進》

- やまぐち県民活動支援センター*による情報提供や相談・助言等により、NPO活動やボランティア活動など、県民の自主的・主体的な活動を支援します。
- NPO法人に対する融資制度や、山口きらめき財団*による各種助成制度の利用を促進します。
- 多様な支援団体との連携・協働による災害ボランティア活動支援ネットワークの維持・充実を進め、災害ボランティアセンターの運営強化を図ります。
- 当事者の視点に立った、よりきめ細かなニーズの把握と支援が展開できるよう、家族会等の当事者団体の活動を支援します。

【数値目標】

指 標	現状（基準年度）		目標値（目標年度）	
市町社協・ボランティアセンター登録 ボランティア数	38,954人	H24	83,000人	H26
やまぐち子育て県民運動サポート会員* 登録数	298団体	H24	300団体	H26

(7) 多様な主体による社会貢献活動の促進

ア 企業等による社会貢献活動の促進

- 住民だけでは対応が困難な課題を効率的・効果的に解決するため、企業等による地域福祉活動への参入を促進する必要があります。

イ 社会福祉法人による地域貢献活動の促進

- 住民だけでは対応が困難な課題を効率的・効果的に解決するため、社会福祉法人が有する社会的資源を有効に活用する必要があります。

施策推進の方策

《企業等による社会貢献活動の促進》

- 企業ボランティア活動促進モデル事業所*の指定や企業等社会貢献活動ネットワーク*の充実により、県内企業の社会貢献活動への理解を促進します。
- 「やまぐちサポーター企業」認定制度*を通じて、企業の地域貢献活動に対する意欲の向上と取組の促進を図ります。
- 地域における重層的な見守りネットワークへの企業等の参入を促進します。
- 地域の福祉課題の解決につながるコミュニティビジネス*などの取組を関係機関等が連携して支援します。

《社会福祉法人による地域貢献活動の促進》

- 地域貢献に関する活動状況や事例をホームページで紹介するなど、社会福祉法人による地域貢献活動の取組を促進します。

【数値目標】

指 標	現状（基準年度）		目標値（目標年度）	
企業等社会貢献活動ネットワーク数	122社	H24	130社	H26

(8) 意識啓発の推進

ア 福祉意識の醸成

- 福祉活動への住民参加を促進するため、福祉を身近な問題として感じ、地域で暮らす誰にも関わりがあることであるという意識啓発が必要です。
- 要援護者を排除するのではなく、地域社会の構成員として包摂する意識を養うことが必要です。
- 住民の地域福祉活動に対する意識を高めるためには、住民が地域福祉への理解を深めるきっかけとなる福祉教育の充実が必要です。

イ 「寄附文化*」の醸成

- 「赤い羽根共同募金*運動」をはじめとする寄附は、民間の社会福祉事業に必要な資金を集めるとともに、人々に「たすけあいの心」を育む運動でもあることから、募金運動の活性化を通じて、地域福祉の推進に寄附は重要との考え方としての「寄附文化」を醸成することが必要です。

施策推進の方策

《福祉意識の醸成》

- 県民に対し、多様な媒体での広報、各種行事等を通じて啓発を行い、福祉意識の幅広い醸成を図ります。
- ひきこもりや障害のある人など、社会的に配慮が必要な人々を地域全体で包み支え合う、「社会的包摂*」についての意識啓発に努めます。
- 教育委員会・学校と、社会福祉協議会などの福祉関係団体との連携を通じて、教育活動の様々な場面における福祉教育の充実を図ります。
- 地域住民を対象とした福祉講座、研修会等の開催を通じて、地域における福祉教育の充実を図ります。

《「寄附文化」の醸成》

- 県共同募金会が実施する「赤い羽根共同募金」の普及啓発活動に対し、関係団体等と協力して支援することにより、募金活動の活性化を図ります。
- 関係団体と連携して、福祉活動への寄附の意義、方法、税制上の優遇措置等について周知するとともに、その相談に応じるなど、寄附を通じた社会貢献に対する理解と関心を深めます。

【数値目標】

指 標	現状（基準年度）		目標値（目標年度）	
やまぐち子育て県民運動サポート会員 登録数〔再掲〕	298団体	H24	300団体	H26
「赤い羽根共同募金」の募金額	379,718千円	H24	目標額の達成	H29

福祉サービスに対するニーズが増大かつ多様化・高度化する中で、誰もが安心して必要な福祉サービスを受けることができるよう、サービスを担う人材の確保や資質の向上に向けた取組を推進します

また、高齢化の進行等に伴い、地域福祉活動の担い手不足、さらには、担い手の固定化・高齢化が課題となっていることから、地域福祉活動における要となる人材の育成や、活動を支える担い手の確保に取り組みます。

(9) サービスを担う人材の確保

課題

ア 福祉人材の養成・確保

- 福祉サービス量の増加に適切に対応できるよう、サービスを担う人材を安定的に養成し、福祉職場への就業を促進するとともに、定着を図る必要があります。

イ 福祉人材の資質向上

- 福祉ニーズの多様化、高度化に的確に対応できるよう、専門的知識を持った質の高い福祉人材を養成する必要があります。

ウ 魅力ある福祉の職場づくり

- 福祉人材の確保が厳しい状況にある中、労働環境の改善や福利厚生の充実を図るとともに、福祉・介護の仕事のイメージアップなど魅力ある福祉・介護職場づくりを推進する必要があります。

施策推進の方策

《福祉人材の養成・確保》

- 研修会や就職説明会の実施などにより、求職者や潜在的有資格者、他分野の従事者等の就業を促進するなど、福祉分野への多様な人材の参入を進めます。
- 介護分野における多様で質の高い福祉サービスを提供できる人材を育成するため、高等学校での福祉教育の充実を図るとともに、福祉分野への進路選択の支援を行います。
- 介護福祉士修学資金貸付制度*等により、介護福祉士*の安定的な養成・確保を図ります。
- 個々の求職者のニーズに応じた職業紹介、情報提供などを行い、就業を促進するとともに、就業した者に対し相談支援を行うなど、福祉職場への定着を図ります。

《福祉人材の資質向上》

- 福祉サービス従事者のキャリアや役職に応じた階層別の研修を体系的・計画的に実施するとともに、課題別・テーマ別の研修など、専門的知識及び技術の向上のための研修の充実を図ります。

《魅力ある福祉の職場づくり》

- 退職手当共済事業への助成や出産又は傷病による休暇の取得支援、県健康福祉財団が実施する福利厚生事業の支援など、社会福祉施設職員の労働条件・職場環境の改善や福利厚生の充実を図ります。
- 福祉職場での体験学習など、関係機関との連携による取組により、福祉や介護の分野に対する理解と関心を深めます。

【数値目標】

指 標	現状（基準年度）		目標値（目標年度）	
県福祉人材センターの紹介就職者数	139人	H24	165人	H26
介護支援専門員登録者数（累計）	7,838人	H24	8,100人	H26
発達障害に係る研修会等参加者数 （普及啓発、関係職員研修）	2,506人	H23	3,000人	H29

(10) 地域福祉活動を担う人材の育成・確保

課題

ア 活動の要となる人材の育成

- 小地域福祉活動を推進するためには、中心となる人材が必要であることから、地域住民の中から地域の抱える福祉課題を自ら考え、その解決のために活動を行える、活動リーダーを育成する必要があります。
- 住民の地域福祉活動を促進し、継続させ、質の高いものにするためには、コミュニティーソーシャルワーク*能力を備えた人材を育成する必要があります。

イ 活動を支える担い手の確保

- 地域における福祉活動を拡充していくためには、住民一人ひとりが主体的に地域福祉活動に参画する意識を高めることが必要です。
- 地域福祉の推進には、これまで地域福祉活動を支えてきた民生委員・児童委員や福祉員、保護司、自治会、老人クラブ等の活動を一層充実する必要があります。
- 定年退職した人などが、これまでに培った知識や経験を活かしながら地域で積極的な役割を果たすことが求められています。
- 担い手のすそ野を広げる観点からも、かつてサービスの受け手であった人を活用するなど多様な担い手の確保が求められています。

施策推進の方策

《活動の要となる人材の育成》

- 実践的な活動リーダーの育成を促進するため、市町等に対し、地域福祉活動の助言・指導ができる指導者や研修事例等の情報提供などを行います。
- 県ボランティアセンターや関係機関と連携して、住民の地域福祉活動を育て、支える、コミュニティーソーシャルワーク能力を備えた人材の育成と資質の向上を図るため、コーディネーター養成研修やスキルアップ研修等を行います。

《活動を支える担い手の確保》

- 福祉に関する様々な情報提供、多様な媒体での広報、各種行事等における啓発などを行い、地域福祉活動への住民の参画意識の向上を図ります。
- 民生委員・児童委員に対し、資質向上のための研修を実施するとともに、活動に対する住民の理解と協力が得られるよう、普及啓発を行います。
- 自治会や地区社会福祉協議会をはじめ、多様な主体が参加する地域福祉活動の取組を促進するため、相互の連携を強化します。

- 地域社会の担い手として活躍できるよう、シニアの地域活動リーダーを養成するなど、シニアの主体的な社会参加を促進します。
- 要援護者やその家族が、サービスの受け手としての経験を活かした地域福祉活動が行えるよう、新たな担い手として育成する取組を促進します。

【数値目標】

指 標	現状（基準年度）		目標値（目標年度）	
認知症サポーター*養成数（累計）	56,977人	H24	58,000人	H26
長寿社会推進員数（累計）	912人	H24	940人	H26
意思疎通支援者養成（手話・要約・盲ろう・点訳・朗読）	562人	H23	764人	H26

第4章 計画の推進・点検

1 計画の推進体制

地域福祉活動を効果的・効率的に推進するためには、地域住民、民間団体等の関係者と行政が互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら、協働して本計画に取り組むことが必要です。

(1) 地域住民、民間団体等の役割

① 住民、住民団体等

ア 地域住民

住民は「福祉サービスの利用者」であると同時に「地域福祉の担い手」でもあることから、地域における福祉課題を自らの問題として考え、NPOやボランティア等の福祉活動や地域の福祉施策の決定に主体的・積極的に参画していくことが期待されます。

イ 自治会

住民に身近な自治組織として、福祉部の設置や民生委員・児童委員、福祉員の見守り活動等への理解と協力、さらには地域における防災・防犯活動など、地域住民の福祉に配慮した活動実践が期待されます。

ウ 地区社会福祉協議会

福祉に関する地縁型の住民任意団体として、防災や防犯、子育てなど地域で共通する関心事について、地域の実情に応じた実践的な活動の推進が期待されます。

エ ボランティア・NPO等の民間団体

地域住民等との連携を図りながら、地域における多様な福祉ニーズに応じた活発な活動を展開することが期待されます。

② 社会福祉協議会

ア 市町社会福祉協議会

地域福祉の中心的な推進主体として、市町と連携しながら、住民や民間団体による地域福祉活動を促進するとともに、住民の福祉意識の醸成や日常生活における個別の支援、ニーズに対応した新たなサービスの開発に取り組むことが期待されます。

イ 県社会福祉協議会

地域福祉の広域的な推進主体として、県や県域の団体等と協働して、研修会の開催や助言、先進事例等の収集、調査・研究、情報提供などにより、市町社会福祉協議会や民間団体の取組を支援・促進するとともに、人材の育成、地域福祉の普及啓発などに取り組むことが期待されます。

③ 民生委員・児童委員

地域の見守りの要として、住民の生活状況を把握し、支援を必要とする人に対して、生活相談、助言、必要な情報の提供を行うなど地域福祉の推進に重要な役割を果たすことが期待されます。

④ 福祉員

市町社会福祉協議会会長から委嘱を受けた小地域福祉活動の実践者として、民生委員・児童委員と協働しながら、見守り活動や地域福祉活動を行うことが期待されます。

⑤ 保護司

犯罪や非行をした人が地域の中で早期に更生できるよう助けるとともに、地域の関連機関や自治会等と連携しながら、犯罪の予防活動を行うことが期待されます。

⑥ 福祉サービス提供事業者（社会福祉法人・社会福祉施設等）

社会福祉法に定める地域福祉の推進主体として、利用者の立場に立った福祉サービスを適切に提供するとともに、社会資源や専門的な知識・技術等を地域に提供し、地域貢献活動に積極的に取り組むことが期待されます。

⑦ 県共同募金会

民間福祉活動の主要な財源となる「赤い羽根共同募金」を実施する法人として、募金の使いみちや住民の地域福祉活動を周知することなどにより、社会福祉に対する住民の理解と関心を高め、目標に掲げた募金を集めることが期待されます。

⑧ 企業

地域社会の構成員として、CSR（企業の社会的責任）を果たす上での社会貢献活動や、ビジネス的手法を用いた地域福祉サービスの提供など、地域福祉活動の担い手としての役割が期待されます。

(2) 行政の役割

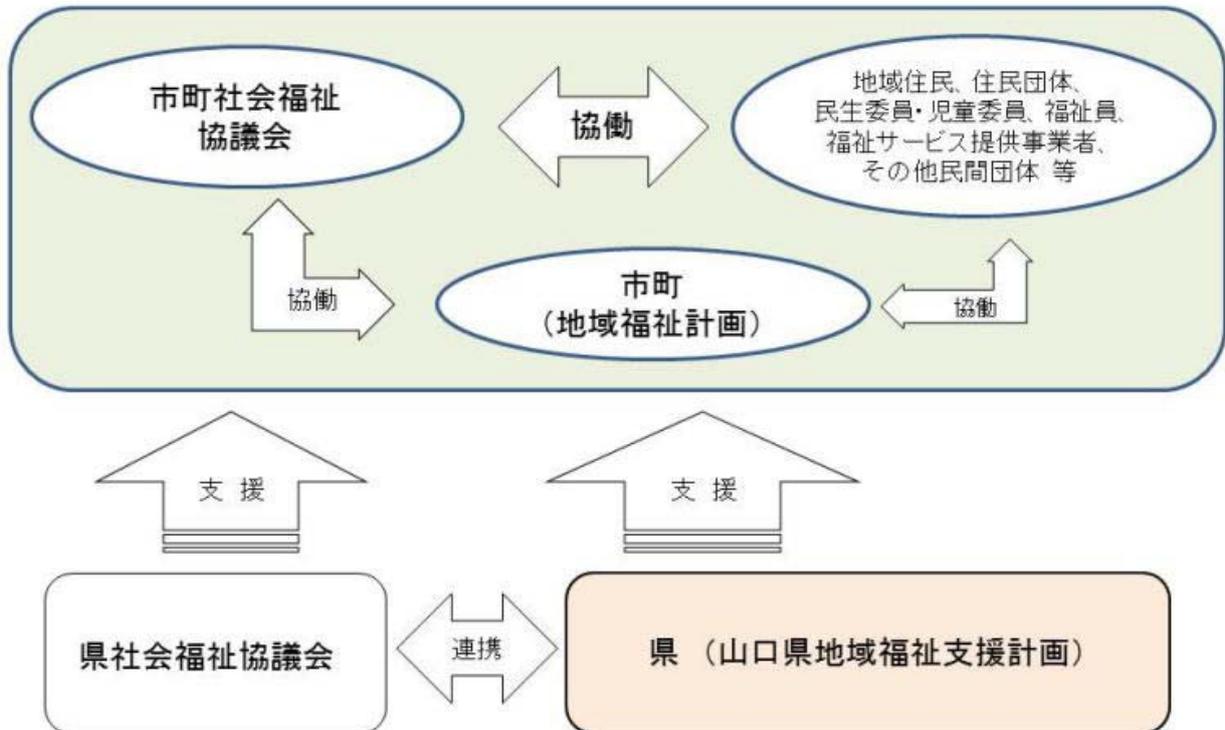
① 市町

住民に最も身近な基礎自治体として、地域福祉推進の主導的役割を担っています。具体的には、住民やボランティア団体等との連携を通じて地域の福祉ニーズを的確に捉え、必要なサービスへつなぐための相談支援体制を整備するとともに、地域の実情に応じて専門的人材や拠点など、住民の地域福祉活動に必要な環境を整備することが期待されます。

② 県

広域自治体として、個々の市町で対応することが非効率な広域的課題や、市町単独で対応することが困難な専門的な課題に対応していくとともに、関係機関等との連携を図りながら、市町の取組を支援し、県下全域にわたる地域福祉を推進します。

《地域福祉推進体制図》



2 計画の点検・評価

- 計画の実効性を確保するため、計画に掲げた施策の推進状況や指標の達成度について、定期的に点検しながら分析・評価を行います。また、各分野別計画の改定状況を踏まえ、指標の見直しを検討します。
- 点検結果を踏まえ、計画推進上の課題等については、関係者の意見を聴きながら適切に対応することとします。

地域福祉活動の事例

1	地域共生をテーマにした第二の家づくり (下関市社会福祉協議会菊川支所の取組)	----- 38
2	NPO法人による福祉課題解決のための実践的活動 (特定非営利活動法人支えてねネットワーク(山口市)の取組)	----- 40
3	ふれあい型ゴミ出しサポート事業による支え合い活動 (白石地区社会福祉協議会(山口市)の取組)	----- 42
4	もやいネット地区ステーション設置事業 (周南市社会福祉協議会の取組)	----- 43
5	「むつみ愛サービス」～住民共助の支え合い活動～ (むつみ元気支援隊(萩市)の取組)	----- 45
6	365日切れ目ない友愛訪問活動 (山口市社会福祉協議会阿知須支部の取組)	----- 47
7	自治会をあげての災害時に備えた避難及び消火訓練 (山口市秋穂二島地区長浜自治会の取組)	----- 48
8	世代間交流による「ふれあい・いきいきサロン活動」 (大波野サロン(田布施町)の取組)	----- 49
9	地域の助け合い活動による高齢者支援 (小行司地域づくりの会(田布施町)の取組)	----- 51
10	多様な主体が連携・協働で進める災害ボランティア活動 (山口県社会福祉協議会、山口市・萩市社会福祉協議会の取組)	----- 52
11	福祉教育体験学習サポーター養成講座 (萩市社会福祉協議会の取組)	----- 54
12	赤い羽根共同募金「募金百貨店プロジェクト」 (山口県共同募金会の取組)	----- 55
13	子どもたちの福祉のこころを育む「ジュニア福祉員制度」 (光市社会福祉協議会の取組)	----- 56

施策体系との対比

基本方向1	地域福祉サービスの基盤づくり
	<p>(1) 多様なニーズに応じたきめ細かなサービスの提供</p> <p>・事例1 地域共生をテーマにした第二の家づくり</p>
	<p>(2) 相談支援体制の整備・充実</p> <p>・事例2 NPO法人による福祉課題解決のための実践的活動</p>
	<p>(3) 相互連携の強化</p> <p>・事例3 ふれあい型ゴミ出しサポート事業による支え合い活動</p> <p>・事例4 もやいネット地区ステーション設置事業</p>
	<p>(4) ユニバーサルデザインの推進</p>
基本方向2	共に見守り、支え合う地域づくり
	<p>(5) 地域住民相互による福祉活動の促進</p> <p>・事例3 ふれあい型ゴミ出しサポート事業による支え合い活動〔再掲〕</p> <p>・事例4 もやいネット地区ステーション設置事業〔再掲〕</p> <p>・事例5 「むつみ愛サービス」～住民共助の支え合い活動</p> <p>・事例6 365日切れ目ない友愛訪問活動</p> <p>・事例7 自治会をあげての災害時に備えた避難及び消火訓練</p> <p>・事例8 世代間交流による「ふれあい・いきいきサロン活動」</p> <p>・事例9 地域の助け合い活動による高齢者支援</p>
	<p>(6) ボランティアやNPO等の活動の促進</p> <p>・事例2 NPO法人による福祉課題解決のための実践的活動〔再掲〕</p> <p>・事例9 地域の助け合い活動による高齢者支援〔再掲〕</p> <p>・事例10 多様な主体が連携・協働で進める災害ボランティア活動</p> <p>・事例11 福祉教育体験学習サポーター養成講座</p>
	<p>(7) 多様な主体による社会貢献活動の促進</p> <p>・事例10 多様な主体が連携・協働で進める災害ボランティア活動〔再掲〕</p> <p>・事例12 赤い羽根共同募金「募金百貨店プロジェクト」</p>
	<p>(8) 意識啓発の推進</p> <p>・事例11 福祉教育体験学習サポーター養成講座〔再掲〕</p> <p>・事例12 赤い羽根共同募金「募金百貨店プロジェクト」〔再掲〕</p> <p>・事例13 子どもたちの福祉のこころを育む「ジュニア福祉員制度」</p>
基本方向3	地域福祉を担う人づくり
	<p>(9) サービスを担う人材の確保</p>
	<p>(10) 地域福祉活動を担う人材の育成・確保</p> <p>・事例2 NPO法人による福祉課題解決のための実践的活動〔再掲〕</p> <p>・事例13 子どもたちの福祉のこころを育む「ジュニア福祉員制度」〔再掲〕</p>

事例1 地域共生をテーマにした第二の家づくり 下関市社会福祉協議会菊川支所の取組

【団体の概要】

団体名称：地域共生ホーム「中村さん家」

活動区域：下関市菊川地域福祉圏域

【特 色】

- ・赤ちゃんからお年寄りまで、障害の有無に関わらず誰もが利用できる第二の家
- ・フォーマル・インフォーマルサービスの一体的提供

1 活動の目的・経緯

高齢者・障害者・児童等がふれあいながら、身近な地域で多様な福祉サービスを気軽に利用できる拠点づくりを目的に、「総合・循環型福祉サービス推進モデル事業」のひとつとして、町内の空き家（古民家）を活用し平成16年9月に設置。

「赤ちゃんからお年寄りまで、障害の有無に関わらず、地域の中の第二の家として、誰もが集い、地域住民と共に、みんなが笑顔になるよう、一人ひとりが役割を担い、ふれあい支え合う」ことを理念に活動している。

2 活動の内容・特色

社会福祉協議会理事、行政、自治会関係者、家族、ボランティア、学識経験者などからなる10名の運営委員と、社会福祉士、介護福祉士、看護師の常勤職員3名、非常勤職員10名で運営している。このほか、常勤に近い形でローテーションの有償ボランティアが11名、随時の手伝いとして50～60名のボランティアが支援している。

提供しているサービスは、介護保険・介護予防デイサービス、児童クラブ、障害者デイサービスといった公的サービスのほか、ふれあいデイサービスや預かりサービスのような自主事業も行っており、誰もが利用できる第二の家として、フォーマルサービスとインフォーマルサービスを一体的に提供している。

時には、デイサービスを受けるお年寄りが児童クラブの子どもたちの先生役をかって出るなど、普段ボランティアを受ける側が行う側にまわる光景も見られる。

〔提供サービスの内容〕

○フォーマルサービス

- ・介護保険デイサービス
- ・介護予防デイサービス
- ・介護予防支援通所事業
- ・障害者デイサービス
- ・児童クラブ

○インフォーマルサービス

- ・ふれあいデイサービス（介護保険適用外の高齢者に対しデイサービス）
- ・預かりサービス（緊急時・通院・自動車教習所・農作業などで就学前の児童の預かり）
- ・宿泊サービス（緊急時・家族の入院・介護保険利用者のショートステイ満床の為の宿泊）
- ・福祉相談

3 今後の課題等

古民家を利用しているため施設・設備の維持管理と、ボランティアの安定的な確保が課題。

事例2 NPO法人による福祉課題解決のための実践的活動 特定非営利活動法人支えてねネットワーク（山口市）の取組

【団体の概要】

団体名称：NPO法人支えてねネットワーク・フリースペース「和の家」^{なごみ いえ}、「和の郷」^{なごみ さと}
活動区域：県全域

【特 色】

- ・社会的ひきこもりの若者や障害者の支援を目的に民間施設を設置開放
- ・福祉サービス利用者である「受け手」から「担い手」側に立つための対策と各種支援活動の実施
- ・就職より社会的体験の場としての提供と訓練活動

1 活動の目的・経緯

(1) 目的

障害者やひきこもりの若者達が年齢や障害の違いなく地域で暮らしたい、という願いを叶えるために設置した「和の家」「和の郷」を通じ、当事者の自立支援を促すとともに、偏見や差別をなくす広報啓発活動を進める。

(2) 経緯

- ・平成16年3月に特定非営利活動法人として認証。
- ・「和の家」は当初、障害者の居場所として開設するが、ひきこもりの若者が急増したことにより、就労に関わる作業や訓練活動が活動の中心に。
- ・ひきこもり訪問サポート活動等に積極的に取り組み、支援の輪を拡大。

2 活動の内容

(1) フリースペース「和の家」

社会復帰に向けた社会体験の場としてのプログラム（買い物ツアーや外出倶楽部活動等）の実施に加えて、自由に過ごせる「居場所」が利用者にとって最初に求める場、仲間に出会える場となっている。

(2) ひきこもり支援場所「和の郷」

「和の家」に通う中で少し元気が出てきた若者の巣立ちへの支援策として「農園作業」「パソコン事業」「便利屋仕事」等を実施。

こうしたプログラムは自立に向けたステップアップとして捉えており、放置すれば福祉の受け手となるが、逆に福祉の担い手側として立つことの意味を問い、伝えていくことにより自立への道筋を作っている。

(3) ひきこもり訪問サポート事業

ひきこもりのいる家庭に、サポーターが第三の新しい風となって家族の中に入ることで、家族関係の変化を促し、回復の機会を掴み、自立への参加を促す活動となっている。相談事業と併せた家族支援。

3 今後の課題等

(1) 財源の確保

収益事業の積極的な展開や助成制度の活用を図る。

(2) 人材の不足

施設を利用する若者が、いずれは施設を運営する側に立つことへの支援等に取り組むことにより、人材不足の解決を図る。

事例3 ふれあい型ゴミ出しサポート事業による支え合い活動 白石地区社会福祉協議会（山口市）の取組

【団体の概要】

団体名称：山口市白石地区社会福祉協議会ゴミ出しサポート委員会

活動区域：山口市白石地区

【特 色】

- ・地区全体で支え合うゴミ出しサポート

1 活動の目的・経緯

一人暮らし高齢者からの「ゴミ出しに困っている」という声を受け、地区社協事業としてゴミ出しに関するアンケート調査を実施した。その結果、様々な理由により「ゴミを集積所まで持っていけない」という多くの回答を受け、高齢者等のゴミ出しに関する困りごとの解消と利用者の安否確認・地域の絆づくりを目的として、平成22年度より活動を開始。

2 活動の内容・特色

ゴミ出しで困っている75歳以上の高齢者、障がい者世帯を対象に、月3000円の手数料でゴミ出しのサポートを実施。ゴミ出しの手伝いをするサポーターは、民生委員・児童委員、福祉員、町内会役員、または利用者の近隣住民である。

ゴミ出しサポートの依頼があると、近くに住むサポーターと町内会長が依頼者宅を訪問し、具体的な利用方法（ゴミの種別、利用料金、サポート体制等）についての説明を行い、具体策を話し合った後、ゴミ出しサポートを開始。サポーターへは月あたり2000円の交付金とサポート料金が支払われる。

また、ゴミ出しサポートは利用者の安否確認にもつながっており、ゴミ出しという生活に密着した地域の福祉課題に対し、白石地区の見守り・支え合い活動として、地区全体で取り組んでいる。

3 今後の課題等

今後はゴミ出しだけでなく、他の困りごとも視野に入れ、地区全体で取り組める活動として検討していきたい。

事例4 もやいネット地区ステーション設置事業 周南市社会福祉協議会の取組

【団体の概要】

団体名称：周南市社会福祉協議会

活動区域：周南市全域（25年度実績：31地区社協中、9地区社協設置済）

【特 色】

- ・見守り活動の拠点を公民館等の公共施設に設置し、行政、社協、地域が連携して事業を実施
- ・活動拠点に地域福祉コーディネーターを配置し、民生委員、福祉員と協働して重層的な見守り活動を推進

1 活動の目的・経緯

周南市は、平成23年度から「孤独死・孤立死ゼロのまち周南」をめざし、地域見守りネットワークの整備に取り組んでおり、平成25年4月には市高齢者支援課内に高齢者の福祉相談窓口として24時間365日対応の「もやいネットセンター」を設置し、さらには、市、市社協及び警察署の三者協定やライフライン関係者との見守りに関する連携協定を締結。

こうした取組を受け、周南市社協では、民生委員、福祉員による友愛訪問活動（地域見守りネットワーク）をさらに充実させるため、地域の高齢者等の見守り活動拠点として、平成25年度に各地区社協に「もやいネット地区ステーション」（以下、「地区ステーション」）を設置し、「地域福祉コーディネーター」（市社協職員）を配置の上、訪問活動等を実施。

2 活動の内容

3ヵ年で市内31地区社協に「地区ステーション」を設置することを目標に事業を展開する予定。「地区ステーション」に配置する「地域福祉コーディネーター」は、市社協パート職員として雇用し、月12日程度勤務し、以下の業務を行っている。

なお、設置初年度の平成25年度については、市社協職員が担当地区を持ち、地域福祉コーディネーターに帯同し、訪問活動を行い、ニーズの発見、地域課題の抽出などの支援を実施。

○地域福祉コーディネーターの活動内容

- （1）主に地域のひとり暮らし高齢者世帯（民生委員・福祉員からの訪問依頼世帯）を対象に訪問の上、安否確認を行なうとともに、生活課題を早期発見し、関係機関につなぎ早期対応を図る。

- (2) 地区社協が行う地域見守りネットワーク活動の調整役を担う。(需給調整会議の開催等)
 - ⇒各地区社協で「需給調整会議」を開催し、友愛訪問グループごとに、より重層的な見守りが必要なケースを選定し、見守りに関する役割分担を実施。
- (3) 訪問対象者の近隣住民に対し、見守り活動への参画を促す。(地域見守りネットワークの構築)
- (4) 周南市もやいネットセンターや地域の見守り活動関係者からの安否不明にかかる連絡を受けて現地におもむき、関係者と協働し早期対応を実施。
- (5) 必要に応じ、地区社会福祉協議会の事務処理の一部を支援。(任意)

3 今後の課題等

今後「地区ステーション」未設置地区へのアプローチをしていくこととなるが、既設置地区については、公民館、地区民協、地区社協等へのヒアリングにより諸課題を抽出するなど検証を行ない、事業を効果的かつ継続的に展開していくことが求められる。

事例5 「むつみ愛サービス」 ～住民共助の支え合い活動～ むつみ元気支援隊（萩市）の取組

【団体の概要】

団体名称：むつみ元気支援隊（42名～20歳台から80歳台～ H25.12）

（役員；隊長、副隊長、事務局長、監事の8名）

活動区域：萩市むつみ地域

【特 色】

- ・生活上のちょっとした困りごとを住民相互（有償）で支援
- ・地域の交流拠点づくり活動

1 活動の目的・経緯

平成22年から「小地域福祉活動推進委員会」を立ち上げ、日常生活における課題の発見と解決のための協議を重ね、これを契機に平成25年2月、地域の高齢者の生きがい対策としてのサロン活動や子どもと高齢者の交流活動、福祉活動の拠点として「むつみ世代間交流拠点施設」が萩市にて整備。

この施設において、高齢者サロン活動、各種イベント等を展開する中で、新たに、高齢者等が日常生活の中で抱える困りごとの解消及び見守り体制の充実を図ろうと、住民共助による支え合い活動として「むつみ愛サービス」を平成25年8月27日からスタートさせた。

2 活動の内容

（1）むつみ愛サービスの実施

日常生活に於いて、業者に依頼するほどではないが、自分ではできないちょっとした困りごとに対して有償で支援。

① 買い物代行

支援希望者から生活必需品の注文リストを受け、本人に代わり地域内で購入し届ける。

② ゴミ出し支援

高齢者や障がいのある人等を対象に集落の集積場へのゴミ出しを行う。

③ 送迎サービス（無料）

世代間交流拠点施設でのサロン活動及びイベント等開催時の参加者の送迎サービスを実施。

④ その他

蛍光灯の交換、洗濯、暖房器具への灯油の注入、雪かき、豪雨災害による被災者支援（流入土砂の取り除き）、一人暮らし世帯訪問等を実施。

(2) 交流イベント等の開催

ひな祭り、お花見会、お月見会、餅つき大会、カルタ等の季節折々のイベント及び保育園、小学校との交流活動、毎週定期的な独自内容でのサロン活動、趣味の教室等を開催。

また、交流施設の中の一部屋を「ひだまりの里」と名付け、隊員が常駐し、子どもから高齢者まで、誰でも気軽に立ち寄ることができる地域の居場所づくり事業を展開。

(3) 研修会等の実施

毎月の役員会、必要に応じて全体会を開催すると共に、先進地視察や研修会等を実施し、支え合い活動の取り組み方等知識の習得と情報の収集及び相互の意思の疎通、交流を図っている。

3 今後の課題等

(1) 隊員の確保

現在の隊員数は42名、日常的に活動が可能な方が主となっているが、支援の頻度によっては、男女の割合は、女性が73.8%、男性26.2%と女性の割合が高く、サービス内容によっては対応が困難となることも予想されるため、男性及び事業所の職員等についても加入を勧める。

(2) むつみ愛サービスの周知及び内容の拡充

困りごとがありながら、自ら申し込まれる高齢者が少ない、訪問活動することで見守り・人間関係を構築し、その人が必要とされる支援を見出しながら、広く支え合い活動の周知を図る。

(3) 継続活動のための歳入の確保

活動を継続して行くためには、維持管理費が必要であるが、サービス利用料金のみでは対応は困難である。独自事業、補助事業、コミュニティ組織との連携など歳入確保に向けた早急な対応が必要。

事例6 365日切れ目ない友愛訪問活動 山口市社会福祉協議会阿知須支部の取組

【団体の概要】

団体名称：阿知須地区福祉の輪づくり運動推進本部

活動区域：阿知須地域

【特 色】

・友愛訪問による365日切れ目のない活動の展開

1 活動の目的・経緯

一人暮らし高齢者の孤独死が2年連続で発生したことがきっかけとなり、福祉の輪づくり運動のスローガン「一人の不幸も見逃さない」に沿って、平成元年12月からひとり暮らし高齢者などの見守り活動を開始。365日切れ目のない友愛訪問活動を実施している。

2 活動の内容・特色

地区担当の民生委員・児童委員を軸に、福祉員、自治会長、老人クラブ、婦人会と協働で巡回。3日に1回のローテーションを組んで、家庭訪問や電話などによる安否確認や話し相手等の活動を展開し、訪問記録表を月ごとに作成している。

また、在宅福祉サービス事業のきめ細やかな徹底を図るため、15地区を3ヶ所ずつ2年間指定し、市民への福祉活動への参加と福祉意識の醸成に努めている。

さらには、災害時などに役に立つ日常時における「支え合いマップづくり」にも取り組んでいる。

3 今後の課題等

見守り活動に関わる方々の高齢化もあり、今後、新たな担い手の育成と住民同士が普段の生活の中でお互いに見守りを意識することができるような働きかけが重要である。

また、平成25年度より県の地域見守り・支え合い体制強化学業のモデル指定を受け、生活関連事業者（郵便、電力、新聞、ガス等の民間事業者）と連携したネットワークづくりを行う中で、新たな協力事業者の発掘や連携のあり方、また、孤独死を未然に防ぐ平常時からの取り組みについても協議を重ねていきたい。

事例 7 自治会をあげての災害時に備えた避難及び消火訓練 山口市秋穂二島地区長浜自治会の取組

【団体の概要】

団体名称：山口市秋穂二島地区長浜自治会

活動区域：秋穂二島長浜地区

【特 色】

- ・ 支え合いマップと連携した避難及び消火訓練
- ・ 全世帯の6割（約120人）、子供からお年寄りまでが参加する恒例行事

1 活動の目的・経緯

秋穂二島地区長浜自治会は山口市の南端の海岸線に位置し、台風が直撃すると高潮の脅威から必ず避難勧告が出る地域であり、過去何度も高潮の被害を受けてきた。その教訓から地域住民は防災意識が強く、平成18年から、長浜自治会の全世帯に呼びかけて、避難及び消火訓練を実施。

2 活動の内容・特色

長浜自治会の役員が中心となり、全世帯に呼びかけ、6割にあたる約120人が参加。子供からお高齢者まで幅広い年齢層が参加する恒例の行事となっている。平成22年度には、秋穂二島地区社会福祉協議会と協働で「災害時等地域支え合いマップ」を作成し、平成23年度からは、災害時要援護者の避難訓練も組み込んで実施している。

こうした自治会を基盤とした地域防災の取り組みにより、共助の大切さが醸成され、平素の見守り活動へも広がりを見せている。

3 今後の課題等

自治会行事の中に位置づけられており、住民の参加意識も高いが、万一の台風や高潮等に備え、今後も継続的な活動が望まれる。

また、高齢化が進む中、高齢者の災害に対する備え不足への対応が課題。

事例8 世代間交流による「ふれあい・いきいきサロン活動」 大波野サロン（田布施町）の取組

【団体の概要】

団体名称：大波野サロン

活動区域：田布施町大波野地域

【特 色】

- ・子どもから高齢者までの世代間交流

1 活動の目的・経緯

社協事業である、「ふれあい・いきいきサロン活動」は、地域住民参加による仲間づくりや交流を通して、高齢者等の社会的孤立感の解消、健康増進及び介護予防等を図るとともに、気軽に誰でも参加できる福祉コミュニティづくりの推進を図る目的で活動を開始。これに基づき、高齢化が進むこの地域では、平成12年6月に「柿の実」を地域の有志の方が世話人となり発足した。

その後、世話人が民生委員に代わり、名称を「大波野サロン」とし、自治会長、社協評議員、福祉員、町食生活改善推進員、ボランティアの協力を得ながら事業を継承。

2 活動の内容

毎年数回、世代間交流を念頭に置き、さまざまな活動に取り組んでいる。

(1) 世代間の交流

子どもも高齢者も一緒になって7月には天体観測や七夕祭りをを行うとともに、10月のお月見の会では、お茶のお手前を子ども達が行い、参加者を接待。年末には餅つきをして子ども達と高齢者の交流を図っている。

(2) 高齢者の交通事故防止

高齢者の交通事故防止を図ろうと、交通安全運動の期間に警察署員の協力を得て、自転車の乗り方の説明や実技などの自転車教室を行ったり、消防署員には防火対策、消火訓練の指導をしてもらうなど、自分の身は自分で守るよう日頃からの心掛けの大切さを学んでいる。

(3) その他の活動

保健師やケアマネージャー等による血圧測定などの健康チェックや体操・講話を、地域ボランティアの方々には大正琴の演奏やたぶせ少年少女合唱団、マジックショーなど多彩なサロン事業を実施。

3 今後の課題等

多くの中山間地域と同様に、大波野地区においても高齢化が進行しており、活動の担い手の確保が課題。

事例9 地域の助け合い活動による高齢者支援 小行司地域づくりの会（田布施町）の取組

【団体の概要】

団体名称：小行司地域づくりの会（地域の自治会など11団体で構成）

（役員構成：会長、副会長、事務局長、監事（各1名））

活動区域：田布施町小行司地区（世帯数53世帯、人口101人）

【特 色】

- ・高齢者が日常生活を手助けする住民ボランティアを自由に選び、サービスを受けられる支援活動を実施（サービスによっては有償）

1 活動の目的・経緯

小行司地区では、平成10年に農事組合法人小行司が設立され、地域で農業振興に取り組む中、地域の良さを見つめ直す気運が高まり、平成21年度に小行司地域づくり検討会が活動をスタート。地域点検活動や地域ビジョンの作成、地元の農産物をパックにしたまるごと小行司セットの販売などに取り組んだ。平成23年度には、名称を「小行司地域づくりの会」として新たにスタートし、構成団体相互の連携を図りながら、農林業振興活動をはじめ福祉活動等、地域の活性化と地域課題の解決に向けた取組みを協働で実施し、地域づくりを推進。

こうした中、小行司地区では、独居高齢者も増え、地区外への買い物や家の清掃、家の周りの草刈りなど、日常の作業に不安を持つ人も多いことから、平成24年5月から助け合い活動をスタート。

2 活動の内容

40代から60代の地域内の住民の協力を得て、お助けリスト登録者として登録し、地域内の全戸にリストを配布。リストには氏名とともに引き受け分野も記載しており、助けてほしい内容によりボランティアを選ぶことが可能。顔なじみの関係を生かして、利用しやすい環境を整えている。

○助け合いの内容

- ・地域内送迎（近くの郵便局や、農事組合法人、地域内の飲食店、お寺、公民館など主な場所）、ゴミ出し、地域外への買い物代行、電球の付け替え、その他単純な作業を無料
- ・時間・労力・技術を要する作業は1時間あたり700円から1,200円で引き受け。

3 今後の課題等

地区において高齢化が進行しており、助け合いの支え手の確保が課題。

事例 10 多様な主体が連携・協働で進める災害ボランティア活動 山口県社会福祉協議会、山口市・萩市社会福祉協議会の取組

1 活動の経緯

平成 25 年 7 月 28 日の大雨により、県北部を中心に、甚大な被害が生じ、山口市及び萩市、阿武町に災害救助法が適用。

この災害を受けて、山口市社会福祉協議会及び萩市社会福祉協議会において、被害が甚大であり、組織的なボランティアによる支援が必要であると判断し、それぞれ災害ボランティアセンターを開設。

また、行政や関係団体等の幅広い参画により災害ボランティア活動の支援を行うため平成 24 年に設立された「山口県災害ボランティア活動支援ネットワーク協議会」との連携による支援活動を展開。

2 活動の内容

(1) ボランティア活動の状況

県民のボランティア、支え合いに対する意識は非常に高く、暑い時期にもかかわらず、連日、県・市内外から数多くのボランティアにより、被災者の家屋及び屋外施設の土砂の撤去、清掃等の作業を実施。

【災害ボランティアセンターの概要】

(1) 山口市社会福祉協議会

名 称	山口市災害ボランティアセンター
設置期間	平成 25 年 7 月 31 日～8 月 28 日
ボランティア派遣数	4, 075 人

(2) 萩市社会福祉協議会

名 称	萩市災害ボランティアセンター
設置期間	平成 25 年 7 月 30 日～8 月 31 日
ボランティア派遣数	7, 310 人

(2) 「災害ボランティア活動支援ネットワーク協議会」と連携した支援

ボランティア活動を支援するため、資機材・車両確保などの環境整備や安全に活動するための衛生管理、運営支援に関わる人的支援等について、ネットワークを活かし、各専門団体の協力の下で行った。

各組織での専門性や過去の経験を活かした活動を円滑に行うことができるよう、今後とも定期的に組織間の情報共有や課題検討を行う機会を設けることとする。

【山口県災害ボランティア活動支援ネットワーク協議会の概要】

- | | |
|----------|---|
| (1) 設 立 | 平成24年6月 |
| (2) 構成団体 | 21団体（輸送、安全衛生、活動支援等） |
| (3) 役 割 | <ul style="list-style-type: none">・平常時からの情報共有、課題検討等による相互ネットワーク強化・県内外での災害発生の際のボランティア支援活動の円滑な連携・調整・県・市町の災害ボランティアセンターの運営協力 |

3 今後の課題等

- (1) より多くの住民に災害ボランティア活動に関しての継続的な意識啓発・醸成を図っていく必要がある。
- (2) 広域での連携・協働を強化していくため、ネットワーク協議会の関係団体との定期会議を開催するほか、災害発生時や必要に応じて分野ごとでの話し合いの場を持ちながら、お互いに理解を深めていく必要がある。

事例 11 福祉教育体験学習サポーター養成講座 萩市社会福祉協議会の取組

【団体の概要】

団体名称：萩市社会福祉協議会

活動区域：萩市全域

【特 色】

- ・学校や地域などで福祉学習をサポートするボランティアの育成
- ・地域住民による福祉教育の推進

1 活動の目的・経緯

小中学生を中心として「総合的な学習の時間」を活用した福祉に関する授業の増加や、地域における各種イベントなどにおいて、高齢者疑似体験用具・車椅子・アイマスクを使用する福祉体験の指導派遣要請が増えてきた。

そのため、平成24年度から「福祉教育体験学習サポーター養成講座」を開設し、萩市内の小学校・中学校・高等学校や地域のイベントに出向き、福祉教育プログラム企画者と協力し、体験学習がスムーズに進行するようにサポートする人材を養成している。

2 活動の内容・特色

学校や地域で取り組む福祉学習に興味関心のある人を募集（定員20名）し、全2回の講座を通して、学校や地域で行われる福祉体験学習の指導者としての心構えと実践的技術を学び、子どもたちや地域住民の福祉の心・生きる力をはぐくむ「福祉教育体験学習サポーター」として養成する。受講後は、学校や地域で行われる福祉学習において、ボランティアサポーターとして活動する。

【活動例】 高齢者疑似体験、アイマスク体験、車椅子の経験 など

また、ほとんどのサポーターが地域の高齢者であるため、住民として学校に関わるきっかけとなったり、福祉学習を通じで知り合った児童と学校外で出会った時にも声を掛け合うなど、地域における世代間交流が生まれ、サポーター自身の生きがいにもつながっている。

3 今後の課題等

将来的には各学校区にサポーターが配置され、高齢者がそれぞれの地域の学校でサポーターとして活動できるよう、本講座の周知を図り、受講者の増加につなげたい。

事例 12 赤い羽根共同募金「募金百貨店プロジェクト」 県共同募金会の取組

【団体の概要】

団体名称：山口県共同募金会

活動区域：県全域

【特 色】

- ・当該プロジェクトに参加することにより、地域住民、企業等が日常の活動を通じて、地域福祉の向上に貢献

1 活動の目的

顧客（地域住民）の負担はなく、企業は販売促進と社会貢献に繋がり、それが地域福祉課題解決の財源となるという、3者のWIN&WIN&WINを通じて、地域福祉の推進を図ること。

2 活動の内容

企業等の本業にメリットがある寄付つき商品・企画を一堂に集約し、赤い羽根共同募金が募金の百貨店となるというプロジェクトで、平成24年4月より開始。

現在、県内企業等56社と覚書を締結（平成26年2月）。

【プロジェクトの例】

○安心！ごみ出しプロジェクト

「家庭ごみシール」（190円/枚）を貼った家庭ごみを玄関先に出すと、企業が戸別に収集。シール1枚につき10円が赤い羽根共同募金に寄付。

⇒指定されたステーションへの持ち込みに苦勞している高齢者等の負担軽減

○あなたの乗車で山口を良くしよう！赤い羽根コミタクプロジェクト

コミュニティタクシーへの乗車1回につき1円を赤い羽根共同募金に寄付

⇒高齢者など交通弱者に対する足の確保

○届けます 灯油と愛をプロジェクト

配達する灯油1Lにつき1円を赤い羽根共同募金に寄付

⇒高齢者など灯油を買う際の交通手段がない方へのサービス

3 今後の課題等

当該プロジェクトの県民へのより一層周知

事例 13 子供たちの福祉のこころを育む「ジュニア福祉員制度」 光市社会福祉協議会の取組

【団体の概要】

団体名称：光市社会福祉協議会

活動区域：光市全域

【特 色】

- ・地区社協と学校が連携のもと、小学生が「ジュニア福祉員」として福祉活動に参加

1 活動の目的・経緯

学校（小学校）と地域（地区社協）が連携し、将来の地域を担う子どもたちが、福祉活動を通じて福祉の心を育む取組みとして、地区ごとに特色ある福祉活動を実施する「ジュニア福祉員制度」を推進。「ジュニア福祉員」は、昭和61年に光市立島田小学校で最初に開始。その後、全小学校（主に6年生）で実施。

2 活動の内容

「ジュニア福祉員」の委嘱式では、手帳とワッペン(地区ごとにデザイン)を交付し、子どもたちも自覚を持って積極的に地域での活動に参加。

【主な活動内容】

- ・一人暮らし高齢者の訪問活動
- ・登下校時のあいさつ、声掛け運動
- ・敬老行事への参加、協力
- ・地域の清掃ボランティア活動
- ・共同募金への協力（街頭募金）
- ・ふれあいいきいきサロンとの交流
- ・老人クラブとの交流（三世代交流）

3 今後の課題等

ジュニア福祉員活動を継続していくと同時に、小学校卒業後も地域の福祉活動に参加できるよう、地区社協と中学校との連携を強化し、「共に支えあうやさしさあふれる福祉のまちづくり」の推進を図る。

用語解説

本文中、以下の用語について最初に使用されるページに、「*」を付けて用語解説をします。

あ ○アウトリーチ (Outreach) P12

英語で手を伸ばす・手を差し伸べるということの意味し、社会福祉の実施機関が、潜在的なサービス利用希望者に手を差し伸べ、利用を実現させるような積極的な取組。

い ○インフォーマルサービス P17

介護保険法に基づく介護サービスなど制度に基づくサービス（フォーマルサービス）だけでは充足できないニーズに対応した近隣や地域社会、ボランティアなどによる、制度に基づかないサービス。

え ○NPO P13

Non Profit Organizationの略。「民間非営利組織」と訳される。医療・福祉や環境保全、災害復興、地域おこしなど、様々な分野における営利を目的としない住民の自発的意思による活動団体。

○NPO法人 P13

特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき、都道府県知事又は政令指定都市市長から認証され法人格を取得したNPOのことで、認証を受けるには同法に規定する要件を満たすことが必要。正式名称は「特定非営利活動法人」。

か ○介護支援専門員（ケアマネジャー） P14

介護保険制度において、サービス計画（ケアプラン）の作成・管理をはじめ、サービス事業者や介護施設との連絡調整などを行う専門職。

○介護福祉士 P29

介護に関する専門的知識・技術をもって、施設の介護職員やホームヘルパーとして、介護業務及び介護に関する指導等を行う者。

○介護福祉士修学資金貸付制度 P29

介護福祉士養成施設の入学者に対して、月々の修学資金をはじめ、入学時、就職時の準備金などの資金の貸付を行う制度。県内の社会福祉施設等に一定期間勤務した場合には、返還金が免除。

き ○企業ボランティア活動推進モデル事業所 P26

県内の民間事業所等の中で、社会貢献活動や従業員の行うボランティア活動への支援などを積極的に行い、他の模範となる事業所等を「企業ボランティア活動促進モデル事業所」として指定するもの。

○企業等社会活動貢献活動ネットワーク P26

県内の企業及び関係機関・団体等が相互の情報交換、交流を通して連携を深めることにより、一層の社会貢献活動の充実と展開を図るために設置しているネットワーク。

○寄附文化 P27

国民がいつでも、どこでも、自発的に寄附ができる文化的な風土のこと。(中央共同募金会「21世紀を迎える共同募金のあり方委員会答申」(平成8年2月)において示された考え方)

○共同募金 P27

民間社会福祉事業を推進するための財源を国民ひとりひとりの自発的な助け合いの精神で集めようとする全国民的募金運動。赤い羽根をシンボルとすることから「赤い羽根共同募金」とも呼ばれる。各都道府県共同募金会が実施主体となる民間の募金活動。

け ○権利擁護 P17

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な人に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの保護を行うこと。

○県民運動サポート会員 P25

「やまぐち子育て県民運動」の趣旨に賛同し、子育て応援団や結婚応援団として登録し、子育てや結婚支援の活動を行う団体等。

こ ○合計特殊出生率 P7

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを産むとした場合の平均子ども数

○高齢単身世帯・高齢夫婦のみ世帯 P5

高齢単身世帯とは、65歳以上の者一人のみの一般世帯（他の世帯員がないもの）をいい、高齢夫婦のみ世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組の一般世帯（他の世帯員がないもの）をいう。

○コミュニティソーシャルワーク P31

住民の地域福祉活動の支援を行いながら、地域の福祉課題や要援護者のニーズに対し、地域の社会資源を活用・調整して解決する仕組みをつくること。

○コミュニティビジネス P26

地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取り組み。

さ ○災害時における要援護者 P22

災害時において、何らかの障害を持つことにより、避難行動等に援護を必要とする者。一般的には、高齢者や障害者、乳幼児、妊婦等があげられる。

○災害ボランティア活動支援ネットワーク P23

災害発生時において、ボランティア活動が迅速かつ円滑に実施されるよう県・市町災害ボランティアセンターへの支援を行うことを目的として構築された、民間・行政の協働による平常時からの連絡支援体制。

○支え合いマップ P23

小地域ごとに住民のふれあいや支え合いの状況を住宅地図に記載したもので、要援護者と社会資源（民生委員や福祉施設等）、サービスを特定した従来の福祉マップに、住民同士の支え合いの状況が分かるように書き込まれたもの。

し ○自治会福祉部 P9

自治会による組織的・継続的な小地域福祉活動を住民の主体的な参加のもとに推進するための実践母体として、自治会の中に組織されたもの。

○社会的包摂 P27

「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念。

○小地域 P9

自治会・町内会、小学校区・中学校区などの身近な日常生活圏域のこと。

せ ○成年後見制度 P13

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない人について、家庭裁判所が選任した成年後見人等の援助者が財産管理等を行うことにより本人を法的に支援する制度。

○成年後見制度利用支援事業 P13

市町村申立に係る低所得の高齢者や知的障害者、精神障害者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や、成年後見人等の報酬の助成を行う事業。

た ○第三者評価 P18

社会福祉法人等の提供するサービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行うもの。

ち ○地域子育て支援拠点 P19

地域において子育て親子の交流や相談・助言、情報提供等を行う子育て支援拠点。

○地域福祉 P1

地域社会において、地域住民のもつ問題を解決したり、また、その発生を予防したりするための社会福祉施策とそれに基づく実践をいう。

○地域福祉計画 P1

社会福祉法の規定に基づき、市町村が地域福祉の推進に関する事項を定めた計画。地域における①福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、②社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項が一体的に定められたもの。

○地域福祉支援計画 P1

社会福祉法の規定に基づき、市町村地域福祉計画の達成に資するために、市町村を包含する都道府県が、広域的な見地から市町村の地域福祉の支援に関する事項を定めた計画。①市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項、②社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項、③福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項が一体的に定められたもの。

○地域包括ケアシステム P12

地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制。

○地域包括支援センター P11

地域の高齢者の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援することを目的として各市町に設置される施設。介護予防のマネジメントや、高齢者等に対する総合相談・支援、高齢者の権利擁護などの事業を実施。

○地区社会福祉協議会 P9

地域住民に最も身近な社会福祉協議会として、住民同士が自分たちの生活する地域の生活・福祉課題を自分たち自身の課題として受け止め、解決に向けて協議するため、地元住民主体で設置された任意の団体。

○超高齢社会 P5

高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口の割合）が21%以上となった社会。（「高齢化社会」：高齢化率が7%以上の社会、「高齢社会」：14%以上の社会）

○長寿社会推進員 P14

シニアの地域活動リーダー養成講座（旧やまぐちシニア地域マスターカレッジ）の修了者の中から、地域の活動や団体のリーダーとして活躍するボランティアとして登録されたメンバーのこと。

に ○認知症サポーター P32

認知症に関する正しい理解や認知症の人に対する接し方を学び、認知症の人やその家族を温かく見守り支援していくため、認知症サポーター養成講座を修了した人。

ひ ○ひきこもり P20

様々な要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と関わらない形での外出をしている場合を含む）

ふ ○フォーマルサービス P17

介護保険法に基づく介護サービスや障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスといった、制度に基づくサービス。

○福祉員 P9

近隣住民や自治会長、民生委員・児童委員等と協力して、地域の生活課題を解決するための活動や福祉課題を抱える住民を支援する活動などを進めるため、地域住民の中から選出され、市町社会福祉協議会会長から委嘱を受けて活動する「小地域福祉活動の推進者」。

○福祉サービス運営適正化委員会 P18

福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、県社会福祉協議会に置かれる機関。

○福祉の輪づくり運動 P22

「困ったときお互いに助け合える組織づくり」を合い言葉に、住民参加による福祉のネットワークを全県に整備し、地域ぐるみの支援体制づくりを進める運動。

○福祉避難所 P23

介護の必要な高齢者や障害者など、一般の避難所では生活に支障を来す人に対してケアが行われるほか、要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所。

○ふれあい・いきいきサロン P9

ひとり暮らしの高齢者や家に閉じこもりがちな高齢者など、寂しさや不安を持つ人に地域住民とのふれあいや生きがいの場を提供するため、住民が主体となって企画し自主的な運営を行うサロン活動。

ほ ○保護司 P22

法務大臣が委嘱した更生保護のボランティア（非常勤の国家公務員）。地域の人びとや習慣等を良く理解しているという特性と豊富な人生経験と知識を活かし、保護観察官と協働して保護観察を行うほか、犯罪や非行の防止のための活動を行う。

み ○見守りネットワーク P14

一人暮らしの高齢者等に対し、行政や住民、民生委員・児童委員、事業者等の多様な主体が協働して、日常的な見守りや声かけ、生活援助などを行う仕組み。

○民生委員・児童委員 P9

「民生委員」は厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、住民の生活状態を必要に応じ適切に把握し、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う非常勤の地方公務員。また、民生委員は「児童委員」も兼ね、地域の子どもたちを見守るとともに、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談に応じ、支援を行う。

や ○山口きらめき財団 P24

やまぐち県民活動きらめき財団、山口県文化振興財団、やまぐち女性財団の合併により平成24年4月に設立された公益財団法人。県民活動の総合的な拠点として、県民活動団体への活動資金の助成や、県民活動への参加促進を図るための啓発等を行っている。

○やまぐち県民活動支援センター P24

全県域を対象として、県民活動に関する情報提供や相談・助言、研修等の支援を行うとともに、施設を交流や情報交換の場として提供している中核的な支援拠点。

○山口県福祉のまちづくり条例 P21

日常生活や社会生活を制限する様々な障壁を取り除くことにより、高齢者、障害のある人等が自由に行動し、平等に参加することができる社会を築くために制定された条例。(平成9年制定)

○やまぐち子育て県民運動 P24

地域の特性を生かしながら、社会全体で子どもの成長及び子育てを支える気運の醸成を図るための運動のこと。

○「やまぐちサポーター企業」認定制度 P26

ふるさと産業の振興や地域における県民活動の活発化、企業の地域貢献活動に対する意欲の向上と取組の促進を図るため、「県産品等」の製造・販売等に伴う収益の一部を、県が指定する寄附受入団体に継続寄附する県内企業を「やまぐちサポーター企業」として認定する制度。

○やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度 P21

身体障害者用駐車場の適正な利用を推進するため、障害のある人や高齢者、妊産婦等で歩行、乗降が困難な者に県内共通の利用証を交付し、協力施設の駐車スペースを利用できるようにする制度。

ゆ ○ユニバーサルデザイン P21

高齢者や障害のある人などを含めた全ての人をはじめから利用しやすいように施設、物、サービスなどに配慮を行うという考え方。

よ ○要支援・要介護認定者 P6

要介護状態の者又はそのおそれがある状態にある者で、市町の要支援又は要介護の認定を受けた者。

○寄り添い型 P19

相談者に対して一対一で生活や就労等の相談に乗り、必要な制度やサービスにつなぎ、その後も継続して支援を行うもの。

巻末資料

資料 1

「山口県地域福祉支援計画」(素案)に対する意見募集の結果概要

1 意見募集の実施

(1) 募集期間

平成25年12月18日(水)～平成26年1月17日(金)

(2) 計画(素案)の閲覧方法

① 県庁ホームページ

② 文書閲覧

県庁情報公開センター、各地方県民相談室、各健康福祉センター

(3) 意見の提出方法

郵送、FAX、電子メール

2 提出いただいたご意見

2名から6件のご意見があり、その内容は次のとおりでした。

No	意見の概要	県の対応・考え方
【計画全体に関するもの】		
1	基本目標の「誰もが住み慣れた地域で暮らしていける社会」という考え方は転換せざるを得ない状況になっていると思う。東京圏では福祉サービス需要が逼迫しているなど福祉サービスの需要と供給のギャップは地域によって異なり、全国レベルと地域レベルのそれぞれで、これを調整する思想と方法を早期に導入する必要がある	地域福祉支援計画は、県民の皆様が地域で安心して暮らしていけるよう、住民、民間団体、行政機関等がそれぞれの役割に基づいて取り組むべき活動の方向を示すものです。ご提言は、より広域的な観点から、地域にも関わる問題を含んでおりますので、地域政策担当部局にも伝えてまいります。

No	意見の概要	県の対応・考え方
2	<p>高齢者には、「自助」が可能な段階から、自分のこれからを具体的に考える動機付けをする必要がある。これは「シニアの社会参加」以前の基本的な問題であり、また国民誰もがいずれ直面する課題であることから、基本目標の中で、「障害」や「病気」とは別に整理して位置づけるべきではないか。</p>	<p>計画の基本目標は、全ての地域住民を対象に、目指すべき地域社会の姿を示すものとして設定しています。お示しの高齢者自らの意識付けやその取組は大変重要であることから、分野別計画である「やまぐち高齢者プラン」や「健康やまぐち21計画」に基づき、啓発活動等を進めてまいります。</p>
3	<p>地域福祉サービスの基盤づくり・人づくりに関しては、地域包括ケアシステムにおける「医療」との連携促進をもっと明確に位置づけるべきである。</p> <p>また、「住まい」や「生活支援サービス」の分野では、産業のビジネスとしての参画や技術革新を促す。その意味で企業の役割を「見守り」「社会貢献活動」「ビジネス的手法を用いた地域福祉サービス」とするだけでなく、もう一歩進んだ多様な「可能性」に期待する位置づけが望まれる。</p>	<p>高齢者に関する分野別計画である「やまぐち高齢者プラン」に「地域包括ケアの推進」を掲げて、医療・介護の連携促進等を着実に進めてまいります。</p> <p>見守りや買い物支援などの地域課題の解決には、ITを活用した企業的手法等も有効と考えておりますことから、関係機関等と連携して支援してまいります。</p>
4	<p>計画期間の間には、社会保障改革から教育改革まで、長期的なビジョンを踏まえた法制度改正が次々に行われる可能性がある。今回の地域福祉支援計画は、こうした事情を考慮して、長期的な課題については、国の政策や経済社会の動向に応じて内容を弾力的に見直す姿勢をもっと明確にしておくべきではないか。</p>	<p>計画の実効性を確保するため、定期的に点検を行うこととしており、その中で社会保障制度の動向等も踏まえ、数値目標や施策の見直しなど、適切に対応していくこととしております。</p>

No	意見の概要	県の対応・考え方
【障害者施策に関するもの】		
5	障がい者手帳の所持者、また申請数が増えている中、地域住民や市町等は各種障がいについての理解をより一層高める必要がある。	今後とも「障害者週間」や「発達障害啓発週間」を中心とした普及啓発活動等に取り組み、障害や障害のある方に対する理解の促進を図ります。
6	県の取組としてペアレントメンターの人材育成について予算計上もされており、「第4章 計画の推進・点検」の地域住民、民間団体等の役割の中にペアレントメンターの名称の記載もあっても良いのではないか。	第4章でその役割を記載している「ボランティア」には、ペアレントメンターも含まれており、より身近な地域での家族支援が可能となるよう、引き続きその効果的な育成と活用に努めます。

資料 2

山口県地域福祉支援計画策定委員会委員

(任期：平成25年6月21日～平成26年3月31日)

区 分		所 属 等	氏 名
学 識 経 験 者		山口県立大学社会福祉学部長	○草 平 武 志
市 町 行 政		周南市福祉部次長	磯 村 泰 将
		阿武町民生課長	服 部 孝 子 (～H25. 6. 30)
			中 野 貴 夫 (H25. 7. 1～)
社 会 福 祉 協 議 会		山口県社会福祉協議会事務局長	澤 村 有利生
		下関市社会福祉協議会事務局長	山 村 敏 史
		平生町社会福祉協議会事務局長	木 本 潤
地域包括支援センター		防府市地域包括支援センター長	秋 重 郁 子
相 談 支 援 事 業 所		支援センターぴゅありんく所長	伊 藤 孝 司
企 業 関 係		山口県商工会連合会事務局長	亀 井 弘 巳
地 域 住 民 等	自 治 会	岩国市自治会連合会副会長	吉 岡 陽
	民生委員・児童委員	山口県民生委員児童委員協議会副会長	村 田 正 子
	N P O	特定非営利活動法人 支えてねネットワーク理事長	藤 井 敏 和

○：委員長

資料3

計 画 の 策 定 経 過

平成25年 5月30日	山口県地域福祉支援計画策定委員会設置
6月28日	第1回山口県地域福祉支援計画策定委員会 ・計画の改定について ・地域福祉の現状と課題について
10月8日	第2回山口県地域福祉支援計画策定委員会 ・計画の基本目標等について
11月22日	第3回山口県地域福祉支援計画策定委員会 ・計画の素案について
12月10日	山口県議会環境福祉委員会 ・計画の素案について
12月18日 ～1月17日) パブリックコメント (素案)
2月21日	第4回山口県地域福祉支援計画策定委員会 ・計画の最終案について
3月18日	山口県議会環境福祉委員会 ・計画の最終案について

資料 4

数 値 目 標 一 覧

区 分	No	指 標	現状(基準年度)		目標値(目標年度)	
1 地域福祉サービスの基盤づくり						
(1)多様なニーズに応じたきめ細かなサービスの提供	1	高齢者人口1万人当たり居宅サービス事業所数	27.6箇所	H23	35.4箇所	H26
	2	障害者の訪問系サービス利用時間(年間)	333千時間	H23	519千時間	H26
	3	成年後見制度による申立件数	399件	H23	494件	H26
	4	地域包括支援センター設置数	39箇所	H24	45箇所	H26
(2)相談支援体制の整備・充実	5	地域包括支援センター設置数【再掲】	39箇所	H24	45箇所	H26
	6	障害者に係る計画相談支援(サービス利用計画作成)	—	H23	5,783人	H26
	7	地域子育て支援拠点の設置数	140箇所	H24	150箇所	H26
(3)相互連携の強化	8	地域包括支援センター設置数【再掲】	39箇所	H24	45箇所	H26
	9	重層的な見守り体制を整備した市町	1市	H24	全市町	H29
(4)ユニバーサルデザインの推進	10	公共的施設の適合証交付件数(累計)	474件	H23	640件	H29
	11	やまぐち障害者等専用駐車場利用証交付件数(累計)	13,903件	H23	43,000件	H29
2 共に見守り、支え合う地域づくり						
(5)地域住民相互による福祉活動の促進	12	地区社会福祉協議会数	262箇所	H24	280箇所	H26
	13	ふれあい・いきいきサロン数	1,558箇所	H24	1,600箇所	H26
	14	重層的な見守り体制を整備した市町【再掲】	1市	H24	全市町	H29
(6)ボランティアやNPO等の活動の促進	15	市町社協・ボランティアセンター登録ボランティア数	38,954人	H24	83,000人	H26
	16	やまぐち子育て県民運動サポート会員登録数	298団体	H24	300団体	H26
(7)多様な主体による社会貢献活動の促進	17	企業等社会貢献活動ネットワーク数	122社	H24	130社	H26
(8)意識啓発の推進	18	やまぐち子育て県民運動サポート会員登録数【再掲】	298団体	H24	300団体	H26
	19	「赤い羽根共同募金」の募金額	379,718千円	H24	目標額の達成	H29
3 地域福祉を担う人づくり						
(9)サービスを担う人材の確保	20	県福祉人材センターの紹介就職者数	139人	H24	165人	H26
	21	介護支援専門員登録者数(累計)	7,838人	H24	8,100人	H26
	22	発達障害に係る研修会等参加者数(普及啓発、関係職員研修)	2,506人	H23	3,000人	H29
(10)地域福祉活動を担う人材の育成・確保	23	認知症サポーター養成数(累計)	56,977人	H24	58,000人	H26
	24	長寿社会推進員数(累計)	912人	H24	940人	H26
	25	意思疎通支援者養成(手話・要約・盲ろう・点訳・朗読)	562人	H23	764人	H26

※各分野別計画の改定状況を踏まえ、指標の見直しを検討

※ この計画は、山口県庁ホームページに掲載しています。

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a13200/c-keikaku/keikaku.html>

また、内容については、下記までお尋ねください。

山口県健康福祉部厚政課

〒753-8501 山口市滝町1-1

TEL 083-933-2724

FAX 083-933-2739

E-mail a13200@pref.yamaguchi.lg.jp